

塩尻市議会基本条例特別委員会会議録

日 時 平成22年10月5日(火) 午後1時30分

場 所 第一委員会室

協議事項

- 1 第11回特別委員会協議内容について
- 2 条例素案の再検討(議員全員協議会提出)

出席委員

委員長	金子	勝寿	君	副委員長	中村	努	君
委員	塩原	政治	君	委員	小野	光明	君
委員	中原	巳年男	君	委員	鈴木	明子	君
委員	中野	長勲	君	委員	古厩	圭吾	君
委員	丸山	寿子	君	委員	中原	輝明	君

欠席委員

なし

説明のため出席した職員

行政係長 小松 秀典 君

議会事務局職員

事務局長	酒井	正文	君	事務局次長	成田	均	君
議事調査係長	中野	知栄	君				

午後1時30分開会

委員長 お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより第12回の塩尻市議会基本条例特別委員会を開催させていただきます。それでは、開催に先立ちまして議長よりごあいさつをお願いいたします。

議長あいさつ

議長(塩原政治委員) どうも御苦労さまです。前回、おおむね基本的なものができた段階でもって、今回すりあわせをしてもらったわけですね、行政と。そんなこととなっておりますので、きょうはまた、専門家も来ているそうですので、文章の違いなんか、もし勘違いとか、間違いがあったら、また指摘していただければと思います。きょうは御苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。こちらの部屋、暑くなっておりますので、上着のほうは着脱は自由をお願いいたします。それでは、早速前回の9月16日の委員会の経過書のほうを事務局、説明をお願いいたします。

資料No. 1をよろしくお願いたします。

第11回特別委員会協議内容について

議事調査係長 資料No. 1ですが、第11回特別委員会協議内容ということで、前回の検討事項及び内容です。前回は、第6章から素案の再検討ということで行いました。主な検討事項につきましては、政策提案について、決算審査委員会について、あと議会報告会についてということで、この3点が大きな検討事項となっております。出された意見はこちらに書いてあるとおりです。

2で、今後のすりあわせについてですけれども、素案について行政係に内容を確認していただき、法制上に整理されたものを作成し、次回の委員会でその内容を確認、全員協議会に提出をする。全議員から意見をいただき、それを受けて最終的な形のを段階で詰めていく。以上です。

委員長 ありがとうございました。

ということで、本日は行政係のほうに、これまでの条例の素案を結構時間をかけていただいて見ていただきました。それで、さらにそれを正副委員長等も含めて具体的な、完成度の高いものに、本日、資料のほうで提示しておりますので、それについて皆様に目を通していただき、御審議いただきながら、12日に全員協議会を予定しておりますので、そちらのほうへこれを配付してまいりたいということです。

それでは、早速この資料の2のほうへ移りたいんですが、その前にこちらちょっと、ペラ1であります。何も書いてない、1と2ページと両面のをごらんください。こちらに、前回までの条例の、いわゆる章立ての部分と条の部分とをくくって、レジメのような形にしました。ここにございますとおり、順番に番号がふれてないのは、この番号は、前回の委員会までのナンバリングの。それがどういうふうに動いたのかというか、組みかえがありましたので御報告させていただきます。主な点としましては、章に格上げしてあった、この1ページのほうですね、2章の下に3、10、8章というのが横棒が引いてあると思うんですが、これを章立てから条のほうへ格下げということで、議員及び議員の活動原則の中で一つくりにしました。そのほうがわかりやすく、また条例としてもすっきりするだろうといった御指摘があったので、それを採用しました。

それから、それに従って、そこに20条で、これは委員会の中の20条ということで、情報公開、政策提案、研究・研修という形でのくりにしたんですが、それを、委員会というくりに変えて、委員会の内容にさせていただきました。

それからですね、あとは下のほうの13条のところに取り消し線がありますが、予算及び決算における政策説明ということで、これは、わかりやすい説明をなさいといった条だったんですが、それはその一歩手前の12条でも同様のことを言っているということで、削除させていただきました。

また、めくっていただいでですね、第23条のところ、政務調査費の報告、公開については、よくよく関係法令を確認した結果、条例、規則とも、塩尻市市議会、また支出の基準についてもきちんとしたものがあるので、あえて基本条例の中にうたわなくてもいいのではないかとといった御指摘があったものですから、今回、削除しました。

それから済みません、説明が前後して申しわけございませんが、もう一度1ページのほうへ戻っていただきまして、第11条、市長と議会及び議員の関係という長い見出しだったんですが、市長等との関係という、わかり

やすい見出しにしました。ちょっとこれで説明していても長いものですから、一応参考で手元に置いていただくような資料ということで、概略をちょっと御理解いただいてから、本日は具体的な資料の2のほうへ移ってまいりたいと思います。

条例素案の検討

委員長 それで、資料の2はどのような資料かと申しますと、ちょっといつもと違まして、実は、前回の、もし委員会の資料が本当は右側にあつて、左側に修正をしたものがあればいいんですが、今回は、修正箇所等、たくさんありましたものですから、右側にもう、行政係と正副委員長で完成度の高いものにした部分と、左側には、もうそれをきちんとしたものにしました。右側のこの斜線では、修正した箇所を指しています。取り消し線で消している部分は、削除の部分ということです。細かく、今回は説明を読むことはしませんので。

1点だけ御了解願いたいのは、この前文のところですね。前文、10月5日の素案と書いてある前文は、行政係のほうから提案いただいた、これまで話し合ってきた前文をさらにきちんと文章を校正したものを、修正案を提案いただいたので、こちらのほうへ、正副委員長も了解の上でこういう形でどうだろうかという最終案に近い形でした。右側の前文は、これまでの前回までの委員会のものを添付してあります。

2ページ以降については、右側には前回までの委員会のものをさらに修正した箇所がわかるもの、その修正したものをきれいに清書したものを左側に書く形で行ってありますので、きょう、これから10分ぐらいお時間を取ったほうがいいですかね。左側の、できれば完成度の高いものを見ながら、かつ、前回の委員会とちょっと見比べていただくような形で少し目を通していただいて、話をしていきたいと思いますが。

大まかな変わった点だけ私のほうで申し上げますので、よろしく願いいたします。まず2ページの第4条の4号ですね。こちら、削除となっておりますが、4号はもともと議決事項及び議会活動について広報の充実に努めること、といったことが書かれていましたが、広報の充実については別の章でくりをつくったので、同じことをここで書くことは必要ないということで削除をいたしました。

それから、5ページへ飛んでいただいて、5ページの11条、広報の充実の第、右側のところに3項であった部分が消されています。こちら2項にですね、広報の充実ということ、議会だよりその他情報技術を活用して積極的に情報発信に努める、ということと、議会だよりを議員自ら編集し、わかりやすさを基本に発行するということと同じであるといった部分から、削除しております。

あとは、主だったところ、7ページに飛んでいただいて、6ページからの関連なんですが、6ページの14条で、議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にして、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し、次の事項について明らかにするよう求めることができる。ということで、この時点で既にきちんとした、わかりやすい説明をすることが必要であるといったことをうたっておりますので、第13条で再び、議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて政策等のわかりやすい説明を市長等に求めるものとする、といった部分が重なるということで、ここも削除させていただきました。

それから8ページですが、19条の2項ですね。ここも削除。議会は、識見等を有する者及び市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする、といったところがございしますが、これも前条においても研修の充実ということはどううたっているもので、ここも重なっているということで削除ということにさせていただきました。

また最後の9ページ。こちら、先ほど事前に説明を申し上げましたが、政務調査費については、市の条例、規則、また支出基準等、きっちりとしたものがあるので、条例ではうたわなくてもいいのではないかという部分で、削除ということにいたしました。

それでは、済みません、足早で。時間をお取りしますので、8月19日の委員会の資料というのが、一応お手元にあるので、それを参考にさせていただきながら目を通していただきまして、御意見また御指摘等いただければと思います。時間が、今。

中原輝明委員 ちょっと待って。もう少しこれ、進めるならこのまま進めていきゃいいじゃん。素案できてるもんで、意見を一つ一つ出していきゃいいだもんでさ。

委員長 いいですか。

中原輝明委員 それは、いいさ。今みたいなそんな説明なんかいらんじゃん。

委員長 きょうは、最初に資料を見ていただいて。

中原輝明委員 前も後ろもないだもの、提案されているだで。それについてやってきゃいいじゃんか。

委員長 という御意見でありますか。

中原輝明委員 こんな進め方じゃいけねえぞ、こんなもの。

委員長 よろしいですか。

中原輝明委員 ちょっと待ってよ。今までの経過のことはよくわかるがさ、経過をやってみてこうだつて、一つ一つ進めていけば、それでいいじゃないだ。

委員長 いいですかね。

中原輝明委員 いいさ。

委員長 ほかに、いいですか。中原委員から、もう進めていただいて結構だという話ですが。

中原輝明委員 進んでいかないわ。いいや、おれはいいや。

委員長 いいですか。それでは、上から。

小野光明委員 行政側といろいろ調整したと思うんですが、その中で課題になっていた点が幾つかあったんですけど、それはどうなったんですか。

委員長 具体的に申しますと、どういった点ですか。

小野光明委員 市長の関係だとか、対行政の中で、この表現はどうだとか。それはすりあわせで決まって、やったんですか。その中でどうなったのかというのが。

委員長 一応それはですね、まだ決まって正式にはおりてきませんが。

副委員長 スケジュールの中で、内容そのもののすりあわせというのは、そこでやります。今回やってもらったのは、特別委員会としてつくった文章の添削、字句等の表現の違いで、根本的な部分のやりとりはしてないです。まだこれからです。

委員長 よろしいですか。じゃあ、前文からやっていきますかね。前文のほう、こちら右側のこれまで審議してきた部分、だいたすすっきりしておりますので読みませんので、御意見をください。よろしくをお願いします。

中野長勲委員 一たんこれ、正式な文章になったものをね、また変えるという、なんかこう振り出しに戻るような感じがするんだけど、どうかなあ。どこかでこれは線を引かなきゃいけないと思うだよね。例えばね、

例えば新しいこの条例案でいくと、市民の意思を的確に市政に反映すると。じゃあ、そのことを、この反映した結果をね、市民にわかりやすく情報提供をするという文句はないわけだよな、この条例文でいくと。

委員長 そうですね。そこは議論になって、入れたほうがいいかどうか迷ったところなんです。

中野長勲委員 今言う、市民からのなんだい、を的確に市政に反映させるためにおれたちは努力する。じゃあ、その結果をね、情報提供として市民に提供しなきゃいけないという感じを受けるんだけど、その文言はこの中にないんだけど、どこかで適合するのかね。

委員長 そうですね。今、そういった御意見ありましたが、ちょっと落ちてしまったんで、入れていく。

中野長勲委員 前文でね、前文でどこか、要するに市民へわかりやすい情報提供をするというのが、我々の議会の務めのことが一番大きいことだもんでね、その部分は、この前文の中でどこかで補っているとすればいいんだけど。

委員長 どうでしょう。うん、確かにおっしゃるとおりかなと思いますが、もし入れられるとしたら、中段に、審議を尽くし、議会は、市の課題や問題点について論点及び争点の整理を行い。これ、同じですね。市民へのわかりやすい情報提供を通じて、市にとって最良な意志決定を行う責務を担っていかなければならない。どうでしょうかね。

鈴木明子委員 終わりの2行が、あんまりきれいにまとめすぎたんだね、これね。

委員長 終わりの2行というのは、ここに、というやつですか。なるほど。もう少し思いを入れたほうがいいんじゃないかと。

鈴木明子委員 言っている意味はそういうことなんだろうけれど。

丸山寿子委員 同じように、やはり、この条例を今回、あちこちでつくっていて、うちでもつくるということの一つは、市民にやっぱり明らかにしていくというか、そういうところを目指しているので、この条例をつくった意味なので、そういった意味合いのことも書いて。

委員長 一つは情報提供を、とか、わかりやすい部分というのを入れたほうがいいということですが。

副委員長 最後の2行のところね、ここに議会は、市民とともに市民の福祉向上及び市の発展に寄与するためにこの条例を、というような感じはどうだろう。

委員長 ここに、の後、もう一回お願いします。

副委員長 ここに、議会は市民とともに、市の将来を見据え、を消して。

委員長 市の将来を消して。

副委員長 消して。見据えも消して。

委員長 見据えも消して。見据え、消しちゃってもいいですか。すると、この続きは。市民とともに。どうですか、鈴木委員。

鈴木明子委員 ちょっと待ってね。

委員長 じゃあ、ちょっと先いいですかね。さっきの、論点及び争点の整理を行い、の後。市民へわかりやすい情報提供をつうじて。ひらがなで。

副委員長 情報提供を行うとともに。

丸山寿子委員 行うとともに、のほうがいいね。

委員長 それじゃ、論点及び争点の整理を行うとともに。

中原巳年男委員 整理し、のほうがわかりやすい。

委員長 提供をつうじて、じゃないかな、この後は。

中原巳年男委員 そうですね。

委員長 情報提供を進め、とか、提供をつうじて、とかですね。

中原巳年男委員 なんか、無理やりつけ足したような気がする。

古厩圭吾委員 点ばかりで、読みにくいぞ、これは。どこかで、丸で区切る部分がないや変だぞ、これは。何だかわけがわからない。

塩原政治委員 ここに、議会は市民にわかりやすい情報提供を行うとともに、市の将来を見据え、市民の。そのほうがわかりやすくないかい。

委員長 ここに、議会は、の後に、情報提供。

塩原政治委員 市民にわかりやすい情報提供を行うとともに、

古厩圭吾委員 これだけ長い文章の中で、点だけで市民、市長と議会を両方言やあ、わけわからない。言葉としては、そのためには、これはずうっと丸がないだ。

中原巳年男委員 行い、だな。

丸山寿子委員 情報提供を行い、と。

委員長 整理を行う、ともに行い、ですか。論点の整理を行い、い、です。

副委員長 その上の、審議を尽くし、で点になっているじゃん。それを、審議を尽くす。で、一回丸で切って。

委員長 大体いいですか。

副委員長 そこで、がいるかどうか。

委員長 そこで、は、いらんいんじゃないですか。

副委員長 そうすると、議会は、上にあるからさ。

中原巳年男委員 それで、議会は、が、うんと多くて気になるだよね、4つだか5つあるから。

丸山寿子委員 固のところって、一つの文章にするとあれですかね、つないじゃうとあれですか。

委員長 具体的には、

丸山寿子委員 担っていかねばならない、で切らないで、担っていくために、じゃないけど、何だっけ。

委員長 担うとともに。

丸山寿子委員 市長に対して、というふうにつながるような文章に、一つになるじゃんね。

委員長 じゃあちょっと。

丸山寿子委員 担い、で、そこで議会在、まではいらなくて、市長に対してとつながるようにしたらどうでしょうか。

委員長 議会は、市の課題や問題点について論点及び争点の整理を行い、市にとって最良の意思決定を行う責務を担い、市長に対しての均衡と抑制の関係を維持し、発展させるよう努める。ここに、議会は、市民へわかりやすい情報提供を行い、市民の福祉向上及び市の発展に寄与するためにこの条例を制定する。いかがでしょうか。

鈴木明子委員 引っかかるというかね、市っていう対象がね、何なんですかということなんです。わかりにく

いんですよね。

委員長 区切り、ですか。

鈴木明子委員 市の発展とかは、言いやすい言葉なんだけど、それは市民生活の向上というか、そういうことであったり、何と言うのかな、市の勢いの発展とかというようなことであったりとか、いろいろするわけだと思うんですけど、市の発展というのは、市という対象というのが非常にちょっと。だから、市にとって最良の意思決定を行う、というのも、何か、市民にとって、とかのほうがいいのかかなと思ったり、そういうふうになんとなく悩ましく感じたりするんです。

委員長 今の、まず市にとっては、市民にとって、にしてもいいですよね。議会は、の2段目の段落の一番右。争点の整理をする、のところ。その次に、ここに、の文の市の発展というところがちょっと気にかかるというか、何かいい案をください。逆に、このままでいいという御意見でもいいですが。

副委員長 市政が。

委員長 市政ですよええ。

古厩圭吾委員 市政って言やあ、何かちょっと。

委員長 ほかの条例は大体こういうパターンか、市政か、が多いんですけど。

古厩圭吾委員 市政って言やあ、何か。

委員長 ちょっと仰々しいですね。

古厩圭吾委員 行政のという雰囲気になるぜ。

丸山寿子委員 市政って2つあるじゃないですか。市制50周年の制と、政治の政と。

委員長 そう、あと、勢いもある。という御意見ですが。

丸山寿子委員 勢い、は違うな。

委員長 勢い、にしてみても、ちょっとおもしろいかもしれない。

鈴木明子委員 勢い、のほうがまだいいか。

委員長 ちょっと入れてみてもらえますか。字の感じから見てみますか。市勢っていう単語があるわけでしょう。多分出てこないと思います。

鈴木明子委員 市民生活、ってやっちゃだめですか。

丸山寿子委員 せっかく市民でくくってるんで。

委員長 前の段で、福祉向上って入れていたのは、憲法にある公共の福祉とかね、そういう部分でやはり、という部分を含めて入れたんで。その中、及びでつなく。

鈴木明子委員 じゃあ、福祉向上に寄与するため、だけにしたらだめですか。

委員長 ちょっとここ、いいですかね、少し置いて、後でもう一回確認するなり、いいですか。今、いい案がちょっと出てこないですね。

鈴木明子委員 市民の福祉向上、発展に寄与するために、と。

委員長 市民の福祉向上の。

鈴木明子委員 の、のじゃなくて、向上、発展に。

古厩圭吾委員 丸点とかさ。

委員長 向上で点、発展の左に点。中黒は使わないほうがいいと。

古厩圭吾委員 その点にしちゃうと切れちゃうでさ、同じランクで扱いたければ、今の点じゃなくて、丸い点にしりゃあ。

副委員長 丸点だめだわ。

委員長 丸点はだめなんですって。

古厩圭吾委員 なんで。

委員長 公用文書だから。

古厩圭吾委員 じゃあ、四角い点にするか。じゃあ、その点なら、やめたほうがいい。関連性が、及び。

委員長 及び、ですか。そうですね。

古厩圭吾委員 そこまでやるなら、そういうことだね。

中原輝明委員 いけなきゃ、次へ進むじゃん、ひとつきら置いて。このままやったって進まないぞ、これ。

中野長勲委員 もうちょっとだがな。

委員長 もうちょっとなんですけどね。もうちょっと、じゃあ、あともうちょっと頑張りましょう。それで、3分たってだめだったら。

中野長勲委員 ここまで来たら、もうちょっとだ。

丸山寿子委員 生活がすべてあれですよ、福祉ということになる。

古厩圭吾委員 これでひとまず後でいいじゃない。

鈴木明子委員 また後でよく考えてね。

委員長 いいですかね。じゃあ、ちょっと、これ一応最後まで確認しましょう。じゃあちょっと事務局、書いていってください。

章ごと、ページ2、3ページでパツパツとやっていきたいと思いますが、まず2ページのどこまでやればいいんでしょうか。総則だけ、ちょっとやりますかね。読みます。第1章、総則。目的。第1条。この条例は、地方分権が進められる中で、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。これ、前文とあわせたのでこういうふうになりましたので、ここをじゃあ、一緒にあわせてまた見てください。次、使命及び役割。第2条。議会は、市民の多様な声を市政に反映する代表機関として、市長及びその他執行機関に十分な情報の提供を求め、議論を行い、市の将来を市民とともに築く役割を担うものとする。第3条。議会は、市の議事機関、意思決定機関として、政策及び予算が、適法、適正、かつ公平に、効率的並びに民主的に執行されているかどうかを監視するものとする。

いいですかね。

〔「はい」の声あり〕

委員長 よろしいということなので、次へ進みます。第2章。議会及び議員の活動原則。(議会の活動原則)第4条。議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。1号。市民の代表機関であることを自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじた、市民に開かれた議会を目指すこと。2号。市民にとってわかりやすい議事運営を行うこと。3号。議員同士の自由闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点を市民にわかるよう明らかにすること。4号は削除だから、以上です。

続いて、議長。第5条。議長及び副議長の選出については、本会議場にて議長及び副議長を目指そうとする者が所信表明を行った後、選挙をするものとする。2項。議長は、中立かつ公正な立場において、民主的な議会運営を行わなければならない。3項。議長は、市民にわかりやすい議事運営に努めなければならない。

議員の活動原則。第6条。議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。1号。議会が言論の場であることを認識し、議員同士の自由闊達な議論を尊重すること。2号。市民の代表であることを自覚し、倫理規定に基づき良識ある行動をするよう努めること。3号。日常の調査及び研修を通じて識見を養い、資質の向上に努めること。

7条までやっちゃいますね。会派。7条。会派は、政策を中心とした同一の考えをもつ議員で構成するものとする。ここまでで、御意見お願いします。いかがでしょうか。

丸山寿子委員 済みません、今さら質問で。6条の(2)ですけれど、政治倫理の規定というか、うちの市独自であるわけですが、それと、別にこれは、文章もこう少し入っていて、あれですね、ダブるっていうあれではないですね。細かく、ここでうたっているけれど。

委員長 規定が同じことを。

丸山寿子委員 入れているわけじゃないので、違うと言うか、入っているわけだから、それはダブっているというようなことにはならないですね。

委員長 じゃあ、せっかくなので小松補佐。

行政係長 倫理規程につきましては字が違うので。程を使う規程を、倫理規程にさせています。倫理規程につきましては、通常で言う、倫理の規程。通常、一般的に生きていく場面の倫理になりますから、議会で定めている倫理規定ということではありません。

もしこれが議会の倫理規定であれば、その条を、規定を引っ張るだけで、その規程に従う、という形になります。

丸山寿子委員 字が違うというか、つまり言っている内容が違うというのか。

行政係長 内容も違います。もう倫理全般の話です。

委員長 平成10年に塩尻市の告示で、塩尻市議会倫理規程、程のほうですね、きちんとした、ありますので、これ引っ張ちやいますか。そのほうがわかりやすいですかね。今の丸山委員のダブるという話を解消するには、きちんとこの規程に基づいてと。

鈴木明子委員 こころは検討してこれにしたということじゃないの、どうなの。

委員長 そうです、そうです。

副委員長 検討してないよね。

委員長 検討してなかったですね。僕は、これがこう書いてあるのに、今言われて気づいて。規程と同じだから、これでそういうことになる。規程があるからその規程を指すんだらうと思ったら、今、補佐からの説明だと、そうじゃないよという話だったので、そしたら、引っ張ったほうがわかりやすいですね。

丸山寿子委員 今、説明を聞かないとやっぱり違いますとかってわからなくて、漢字が違うということも、言われるまで気づかないというのか。

副委員長 塩尻市議会倫理規程。

委員長 定めるじゃなくて、程。

古厩圭吾委員 ただそういう場合に、その第3号を修正したりさ、そういうことだってあり得るわけだ、倫理規程のね。そうすると、こっちも変えなきゃいけないということになっちゃうじゃん。だって、平成10年のそれに拘束されているわけじゃない、内容が変わってきているというような話があり得るでさ、そんな格好ならいいじゃないだ。そういう固定はあんまりしちゃうと、逆に言えば、そこだけのそれが生きていて、あと、修正してきたりいろいろしてというようなことで、生きなくなる可能性はないかい。

行政係長 塩尻市議会の倫理規程につきましては、当初制定したものが法律番号という形で残っております。実際には、この倫理規程につきましては全部改正されたものを含めたものを指して、この倫理規程という形になります。一部改正も含めたものですから。

古厩圭吾委員 それでね、わざわざ括弧してそんなに明確に言わなくたってさ、実際にはこの倫理規程というのは、ほかのものを指すということはあるまいだ。それだで、前での塩尻市市議会倫理規程ってあれば、括弧の中はなくても。ほかの規程のものと混同することはないんだから、あえて括弧して明解にするというのも、明解と言うか、しつこいほどに言うほどのことじゃないんじゃないか。

行政係長 済みません、例規上、こういった表現はさせていただいております。

古厩圭吾委員 だから、括弧の中がいるかという話さ。

行政係長 いります。

古厩圭吾委員 なかったら、違うことを考えちゃうという認識になっちゃうだ。

行政係長 基本的には、ここに言って、この塩尻市議会の倫理規程が特定されるという形になります。実際には、これ以外に2号倫理規程、一部改正等を行ってきております。そういったものを含める中で、これを一意にするためには、法律番号をつけるというのが例規上の決まりという形になっておりますんで、そこは御理解いただければと思いますけれども。

古厩圭吾委員 いやちょっと、そこまでやらなきゃいけないということになりゃ、非常に始末の悪さをおれは感じているが。あらゆるものの中で、じゃあ、そういうこというたっていることについて、じゃあ何を言っているのかということ固定していく必要性がそんなにあるのか。うちの条例だで、うちの感覚としては、倫理規程って言やあ、もうこれだよというような、ほかのことを。

鈴木明子委員 さっきの規程にしておけば、そういうふうに、古厩委員の言ったようなことをなしでやれるということですか。

行政係長 であれば、今言っている市議会の倫理規程を指すのではなく、通常で言っている、世間で言う倫理規定を指す形になります。これはあくまでも、ここで言っている市議会が定めている告示が定めている内容のものを指すという形になります。

委員長 これは、結局、改正しても手を入れる必要はないわけですね。この時期の、倫理規程のいつにできたものがこれですよ、と特定するために入れるものであって、この倫理規程の内容を変えたとしても、この番号、日付等は変わらない。なおかつ、こういう特定をしないとわからないということ。いわゆる例規上のルールですね、交通ルールと同じで、こういう作り方をするということです。いかがですか、古厩委員。皆さんいかがでしょうか、この括弧があったほうがきちんとしているということですので。

中原輝明委員 いいですね。

委員長 いいですかね。よろしいですか。恐らく、慣れないと言うか、うん、と言うのもわかるんですが、何となく。よろしいでしょうかね。

古厩圭吾委員 別のことでいいですか。7条だけれども、会派の話ね。政策を中心とした同一の考えをもつという、同一ということをどこまで考えられるかということになると、非常に難しさがあると思うだよね。それじゃ、金太郎飴のように、だれから話を聞いてもみんな同じことを言うのかという話になっちゃうもんで。例えば、共通した考えをもつとか、あるいは、共通の認識でとか、そのくらいのほうがいいじゃないか。同一って言っちゃえば、金太郎あめだけ。

委員長 もしくは、方向性とかでもいかがですかね。

古厩圭吾委員 まあ、そういうね。だから、同一の、と限定しちゃうというほど立派な、それはあれだわ、ちょっとどうだとかさ、そういう形と違うんだから。みんな同じことが結果に出てくるかと言やあ、おれは違うと思っているよ。

委員長 済みません、ちょっと今ここでやってしまいます。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

中原輝明委員 何とも言えないな。

塩原政治委員 それじゃいいじゃん、共通した、とか。

委員長 共通した、とか。

古厩圭吾委員 共通の認識を持っているとか、そのくらいのところでいかなきゃ、同一とまでは。

中原輝明委員 会派というのは、基本的には、論議をしようとか何をしようとも、方向は、まあ変わった連中がいても、方向はそっちの方向へ行く。統一会派、まあ会派の御意見は一つにするという。なかなかこれは難しいと思う。だで、その文言だな。

鈴木明子委員 ちなみに、お隣では理念と。

中原輝明委員 事実、それに直面しているという状況が、おれもあったでさ。判断というのは難しいだよ、実際は。

鈴木明子委員 お隣では、同一の理念を有する議員、というふうに。

中原輝明委員 松本ずら。

鈴木明子委員 はい。

中野長勲委員 同じことじゃん、同一の考えでも。

小野光明委員 同一というのが。

丸山寿子委員 理念だと、もし議案に賛成でも反対でも。

委員長 共通だけ入れてください、共通だけ。この後、理念か、方向性が、皆さんで何かいい意見があれば、理念のほうがいいかな。理念と言う声が多いんですが。

中野長勲委員 いいですね。

委員長 よろしいですか、古厩委員、いかがでしょうか、理念で。

古厩圭吾委員 いいと思いますよ。同一と言われるよりは。

委員長 はるかにいいと。

中原輝明委員 同一って言やあ、気持ち悪いでな、金太郎あめだ。

中野長勲委員 最近特に、だんだん変わってきているでね。

古厩圭吾委員 だいぶ変わってきているでね。おれが除名されそうだと。

委員長 じゃあ、一応、7条読みますね。会派は、政策を中心とした共通の理念を持つ議員で構成するものとする。ほかにございますか。よろしいでしょうか、7条まで。

それでは、8条から11条まで。12条までやってしまうか。そうですね。いいですね。12条まで、じゃあいきます、8条から。

(委員会)第8条。委員会は、審議の内容を積極的に市民に公開し、傍聴できない市民に対しては、情報技術を活用し、審議の内容が理解できるよう努めなければならない。2項。委員会は、市政の課題に対して、政策提案を行うことを目的として、研修及び研究を行うものとする。3項。委員会は、災害、事件等が発生した場合、直ちに市長等から説明を受け、必要に応じて現場で調査を行い、対応を協議するものとする。

3章。市民と議会の関係。(市民参加及び市民との連携)第9条。議会は、広く市民の声を聞き、個々の議員の持てる力を発揮し、市民福祉の向上に努めなければならない。2項。議会は、市民、地域、市民団体等との多様な意見交換の場を設け、政策提案の強化に努めなければならない。3項。議会は、請願及び陳情について、提案者の意向に応じて、委員会で直接説明を受ける機会を確保しなければならない。

(市民に対する情報の公開)第10条。議会は、議会活動に関する情報を原則公開する。2項。議会は、議案に対する議員の賛否を議会だより及びホームページに公表する。3項。議会は、会期日程及び質問内容を周知し、議案に関する資料の閲覧に応じる等、積極的な情報提供に努める。4項。議会は、あらゆる市民が傍聴できるように努める。

(議会広報の充実)第11条。議会は、市政に係る重要な情報を、議会の立場から常に市民への広報活動に努める。2項。議会は、市民に対して審議過程の周知を図るため、議会だよりその他の情報技術を活用するとともに、報道機関を通じて積極的な情報発信に努める。

(議会報告会)第12条。議会は、市民との対話を通して、議会の政策提案能力の向上を図り、市長等への監視を強化するため、すべての議員が参画する議会報告会を、年1回以上開催する。報告会のほうは、ここでやりますか、終わった後。あと2項。議会報告会の開催方法等については、別に定める。というところまでです。

先に文章の内容を見ていただいて、議会報告会の2項の開催方法については、資料2-1を副委員長のほうから説明いただきたいと思いますが、後でいいですね。じゃあ、後で。先に、条例の内容を見ていただいて、後で開催方法について。

中原巳年男委員 いいですか。この8条の、委員会は、審議の内容を積極的に市民に公開、って、情報技術を活用ということだけれど、本会議のものはライブラリを見たりできるんだけど、実際に委員会の内容をどのような形で発信していくかと。議会だよりにしても、わずかな部分だけですよね。その辺がどうなのかということ。

丸山寿子委員 アップされていますよね。全文が、委員会については、後にはなってしまうけれど、一応アップはされていますよね。それは、他市よりは進んでいる今の点で、今回新しく、委員会をライブというのも出ましたけれど、すぐにはできるかは、難しいこともあるので。でも、全文アップされているだけでも、今は進んでいるというふうには思っているんですけど。

委員長 今の中原委員のは、多分、委員会のライブ映像の部分の話ですよ、主に。

中原巳年男委員 そうです。

委員長 これは古厩委員さんからも出ましたけれど。この辺、本会議場で委員会を開けば、一応そういう設備は。設備の話ですよ、主に今御指摘の部分は。

中原巳年男委員 うん。

委員長 今、委員会室でも、そんなにお金かからずにはできる部分もありますので、今後、来年度の予算要求なり、条例を制定した暁にはしていくことも必要なとは考えておりますが。現状では、本会議場で委員会を開くのが、一番お金もかからずに取り早くできることなのかな、というところですよ。

中原巳年男委員 当然、何と言うの、視覚障害の方も聴覚障害の方にも対応できる方法を考えていくんですよ。

委員長 そうですね、はい。それは、傍聴のところで、あらゆる方という形で。

中原巳年男委員 うん、そういうふうに出ていたから。はい。

委員長 そのほかに。

中原輝明委員 なけりゃいいで、進めていきましょ。

鈴木明子委員 この前、議論のところで出たのを私が聞き漏らしているのかもしれないんですけど、その何条だや、11条の、議会だよりその他の情報技術を活用するとともに、報道機関を通じて、というのは、報道機関に記者発表じゃないけど、そういうものをやる、議会としてやるというような意味合いですか。

委員長 そこまでできれば、ちょっとどうでしたっけ。できればいいかなあ、くらいの話で、やるとまでは想定はしてないですけど。鈴木委員の見解を先にお話しただいてから。

鈴木明子委員 活用するとともに、報道機関を通じて、と、ことさらここに取り上げるということは、やっぱりそこについて何か具体的な展望があって、この条項ができていうふうに取り上げられると思うので、そういうことを定期的にやっていくのか、議会の時にそういうことをやるのか、必要に応じてやるのか、というようなことでも、そういうことを前提に考えているのかなという。いるのである、と言うか、そこら辺がなければ、こういうふうを書くのはどうかなという気がするんですけどね。確たるものがない時に。今だって、必要に応じてはやっていることではあると思うけれど、どうですか。

中原巳年男委員 その部分を削除していくというのは、そのほうがすっきりするだよ。その、報道機関を通じて、の部分を。

委員長 どうですかね。ここになぜ報道機関が入ったかと言うと、松本市でね、映像をこの間やりましたね、ケーブルテレビで記者会見して、定例会。あれは、まさに報道機関を通じて情報発信しているわけですね。そうじゃなくても、ここに取材に来たら、一応情報発信をしている形にはなるんですが。今、御指摘の部分は、鈴木委員さんの分は、書いてあるんだから展望を持っているかというところで。私の個人的な見解ですが、ここからは。テレ松さんの、ああいった記者会見をやって、社長さんからも塩尻市でやったらどうだと個人的にも言われています。一方で、中原委員からも、情報機関を通じて、消したっていいじゃないかといった御意見ですが。ほかの。

小野光明委員 いいですか。ただ、報道機関というと、意思が入るので、こっちの思いどおりにはならないで

すよ。ですので、それを、報道機関と言うとやはり、テレ松の場合は多分その枠を使って、こちらの意思をそのまま伝えられるけれど、報道機関の場合はいわゆる軽重があるので、積極的な情報発信は多分してくれないと思うんです。都合がいいと言うとあれですけど、ニュース性がないものは、いくら記者会見しても報道しないので、その辺は、報道機関と言うと、ちょっとニュアンスが違うかもしれません。

丸山寿子委員 この前使った言葉は、メディアという言葉を使ってなかったかなと思って。どういう日本語を使うか、英語を使うかとか、あるかもしれない。報道機関と言うと、何か本当に新聞なりの、自分なりの考えがあって報道するという意図があるような気がするんですけど、テレ松さんも、その松本市議会をそうやって、やってくれているというのは、うちの情報技術とはまた違った情報機関というか、報道とまたちょっと違う。同じと言えば同じですね。言葉の単なるあれなのかもしれないけど、受け取る意味がちょっとあれな気がするんです。

委員長 なぜメディアが消えたかは、ちょっと説明をお願いします。

行政係長 メディアという用語では、対象が。もし書くとしたら、マスメディアというような形になると思うんですけども、それでもなかなか特定ができない。本来、そういった横文字、カタカナ用語というのは、できれば例規上避けていきたいということの中で、報道機関というような書き方をしております。それにあわせないと、少しまた検討が狭まってきますので。

小野光明委員 とっちゃえばいい。活用するなどして、積極的な情報発信に努める、でいいんじゃないですか。

中原巳年男委員 その他の情報技術に含めると。

委員長 報道機関を取ると、じゃあこれで、読んでみますね。議会は、市民に対して審議過程の周知を図るため、議会だよりその他の情報技術を活用するとともに、積極的な情報発信に努める。

小野光明委員 するなどして。

中原巳年男委員 活用し、でいい。

小野光明委員 活用し。

委員長 活用し、積極的な情報発信に努める。

古厩圭吾委員 そのくらいのほうがいいんじゃない。

委員長 よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 ほかにございますか。それでは、議会報告会の2項。議会報告会の開催方法については、別に定める。について事務局、副委員長の前回の委員会の提案を、さらに事務局のほうがまとめていただいておりますので、事務局からですね。資料2-1です。こちらのほうをごらんください。

事務局次長 それでは、実施要綱でございますけれども、一応告示行為をしたいということでございます。一応、市民を対象にしての報告会ということでありますので、広く周知をしていくために告示行為をするための実施要綱という形でつくってみました。

第1条には、趣旨として、そこに議会報告会の開催方法について定めるものだということであります。

時期等でありますけれども、前回、副委員長のほうのお話では、予算・決算の終了月の後、5月と11月に行うということでありますので、5月、11月にそれぞれ市内2会場で開催をすること、ということであります。

あと報告内容でございますけれども、3条のところでございますが、(1)として、議会の活動に関すること。あと、予算・決算等の審議に関することというのは、前回も副委員長のほうでお話がありましたけれども、そのほかに(3)として、前2号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認める事項、重要な事項ということですね、それに加えていったらどうかということでもあります。

あと開催方法でございますけれども、第4条のところでは、原則としてすべての議員が参画する、というので、これは前回もお話のあったとおりでございますし、開催方法等についてはですね、条例のこれから出てきます21条に推進組織というものをつくるようになっておりますので、そこでもって検討をして決定していったらどうかということでもあります。開催時間は大体2時間程度。

あと資料、記録等については、そこに書いてあるとおりでございますし、結果の報告については、広く市民に知らしめるために、議会だよりだとかホームページに掲載していくということでもありますし、2項ではですね、そこに出た市民に対する、行政に対する要望とか提言とかも出る可能性がありますので、それについても市長のほうに文書でもって報告していくということでもってつくってございますので、御検討いただきたいと思います。

委員長 副委員長のほうから、もし補足等あれば

副委員長 5月、11月、2会場というのは、そんなに根拠はありませんので。とは言っても、その辺をしっかりと決めておかないと進まないのかなということ、そんな月に提案させていただきましたので、よろしく願います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、御質問、御意見。

小野光明委員 7条の2項で、市行政に対する要望、提言等で重要なものは、というの、重要性というのとはそれが判断するんですか。

事務局次長 それは、最終的には議長のほうで判断していただくようになるかと思います。

小野光明委員 あまりその、一番危惧するのは、陳情・要望の場になると、本来の趣旨と違ってしまいますので。ほかのものでもそうですけど、身近なものでこういうものというのと、本来この議会報告会は違うので、そこはもう少し違ったニュアンスで書いたほうがいいんじゃないかと思いますけれど。

委員長 具体的には、違ったニュアンスって。

小野光明委員 逆に言えば、いらぬんじゃないかなと。こういうふうになると、要望合戦みたい、陳情合戦みたいなことになるかと本来の趣旨と違うので、私はこれはいらぬんじゃないかなという気がしますけれどね。

委員長 2項自体を削除するという。そういう意見ですが。

事務局次長 済みません。これは、よそでやっているところですね、今の小野委員さんのおっしゃるとおりのことがいろいろ出てきているわけですが、運営方法と言いますか、進行のところですね、それについては、ということでもってやっぱり進行のところ振り分けをするような形でしております。ただ、そこに出たことを議会のほうで聞きおくだけでいいのかなのかどうかという。やっぱり、こういう場で意見が出たよ、というくらいのお知らせするくらいはやっぱりしていかなきゃまずいかなという。同じ一つの市民、市民対象に行うものですので、行政は行政で、議会は議会ということではなくて、そこに出された意見は、行政の関係のものでしたらそちらのほうにお知らせするという程度のことは、していかなければいけないんじゃないかなというようなことが考えられたものですから、このような形にさせていただきました。そこも検討いただきたいと思います。

丸山寿子委員 前回、映像でも見せていただいた、その何だっけ、偽議会基本条例、あれを実際に聞きに行ったんですけど、東京へ。その時に、栗山町の前の議会議務局長さんの話では、やはりどうしても最初の3回くらいは陳情合戦になってしまうと。でも、そこを通り過ぎて、少し何回か我慢していると、市民もわかってきて、何のために開く議会と市民のこういう会なのかということがわかって、とてもいい会になるというお話をされていまして、これはやはり、この項目はあえてここに載せないで、やはり大事だと思うことはみんな共通に大事だと思うと思いますので、その時には、また議長を中心にそれは市議会としても普段の取り組みとして自然にやっていることだと思いますので、項目にわざわざ載せないほうがいいという気が私はします。

委員長 そういう御意見ですが、ほかに御意見ございますか。中野委員、何か。

中野長勲委員 ちょっと理解ができない。

委員長 と言うと、どこら辺が。

中野長勲委員 そうだね、まとめにくいね。ちょっと考えさせて。

委員長 一つは、載せる、載せないの論点だと思うんですが。議長、何か御意見は。議長は判断する立場なんですけれど。

塩原政治委員 自分も別に、今出ているほうで言えば、どちらかと言うと、載せる必要はないんじゃないかなという気がします。と言うのはね、必要か、必要じゃないかというのは、選ばれた者が全部対処するんだから、その中であえて選択していく必要があるかどうかと自分は思うし、そういう面では、さっきの丸山委員が言ったとおりでいいと思う。そんなの受けなんでも、これはこれで、と思います。

古厩圭吾委員 市長に報告するなんていう必要性は全然ないと思うよ、おれは。議会は議会としてやっていることだからね。だから、いろんな意見が出たか、出ないかなんていうことは、それは言う人はあったっていいけどせ。これだと決めていかなきゃいけないようになったらさ、そんなことすることは一切ないと思う。独自にそれぞれが、どこからの拘束もなくやっていったほうが、ある面の、内容的にも、執行権を持っているところとね、違った立場で議会の報告会なりに臨めるという市民の感覚だってあるだろうしさ。それを含めりゃ、なるべく、おれは本当は、言うなら、報告を理事者に上げなさいなんていう発想はないと思うよ。

委員長 いいですか。じゃあ、2項は削除という方向でよろしゅうございますか。

塩原政治委員 第2条のほうでね、5月、11月、先ほど根拠がないと言ったんだけど、これから見るとどうも予算・決算ということと結論づけて5月、11月になったと思うけれど、果たして議会は3月、6月にやるから、2カ月なんて間を置いていいのかどうかという疑問を持つ。できれば早いほうがいいということなら、1カ月以内にやるとか、そういう形にしていけないと、もうこんなもの、みんな市民の皆さんが知ってからやっても意味ないじゃないかというような気がします、その辺はちょっと考慮して、もう一遍考え直してもらいたいと思うんです。

委員長 今、そういう、開催時期について、決算・予算が広報されたりする前のほうがいいかなという御意見ですが。

小野光明委員 仮に3月の定例会の1カ月以内というとなら4月になりますよね。その辺の、まあできないことはないんでしょうけど、いろいろ時期によってね、いわゆる4月なり、10月という行事関係があったりして、できるのかという気もあるんですけど、ある程度、明確にするよりもそっこのほうがいいかもしれないですね。

委員長 そっちのほうが、というのは。

小野光明委員 いわゆる、まあその時期的な、5月、11月よりも早いのはいいんですけど、あまりそれに縛られてこちらのほうが身動きできないようにならない配慮も必要だなということですけど。

委員長 身動きができない。

小野光明委員 だから、いわゆる3月やって1月後だと、時期的な忙しさの中で本当にできるのかという疑問もあると思うんです。

塩原政治委員 確かにそういう懸念はあるかもしれないけど、おおむね4月は、後半過ぎるとそんなに忙しくないと思うし、大体、4月15日なると、予算についてはもう広報に出るわけですよ。それから1カ月も過ぎてやって意味もないような。だから、広報に出てすぐ、ぐらいと同じぐらい、最低前後ぐらいでやっていかないと、こういうことは。

小野光明委員 ただ、予算そのものを説明する必要はないので、議会がどう審議したかということなので、議案の、何て言うんですか、本来なら中身については行政側でしょうし、その審議の内容と結果について報告するのが報告会ですよ。逐一聞かれて答える立場じゃないと思うんですけど、どうでしょうか。その辺をちゃんとわきまえておかないと、おかしいことになっちゃうと思うんですけどね。

塩原政治委員 そうは言っても、聞かれてくれば、ある程度の返答はしていかないと。確かにね、やれることは、議論したことだけでいいって言やあいいんだけど、聞かれた以上はある程度答弁の時に答弁していかなくちゃいけないから、そういう意味ではね。

小野光明委員 まあ、今後の話ですけど、それは、今ここでは、この要綱の話なので。

副委員長 あの、この時に使う資料ですね、これは、一応議会だよりを想定していたんですよ。そうすると、3月の議会が終わって議会だよりができるのは4月15日。4月って限定しちゃうと、4半月しかないもんで、それで、5月なら1カ月くらい期間があるというような意味合いもあると言えばあるんですが、最低でも議会だよりは資料としてないといけないのかなというふうに思うので。

丸山寿子委員 みんなイメージが。

委員長 開催時期と、今、内容について、ちょっと切れてしまいましたが。一緒に含めてやらなきゃいけないので、ちょっと一例で栗山町とか、ほかの議会でも、基本的には3月に議員のチームを組んで、例えばA班、B班と3班ぐらいで地域を回っていくというやり方で、資料は、特に賛否がわかれたような議案に絞ってやっています。

もう一度戻しますね、議論を。開催時期のほうを主に少し論点にさせていただきたいと思います。一応今、5月より4月でもという意見等あったんですが。もしくは、11月よりも決算の出た10月とか。

丸山寿子委員 人それぞれイメージしているものが違うのかもしれないし、よそを見に行っていないのであれなんですけど、私個人のイメージとすれば、やはり一つの議会が終わった時に、割と早く開催する。で、委員長が答えていたりするということが多いのかなという感じがするんですが、委員長は、委員長報告を議場でやっていますので、それをベースにして、そして争点になったような時というのは、今までもすごく賛否がわかれた時は、委員長報告も丁寧に、賛成の意見はこういう意見があって、反対の意見はこういった意見があったというようなことも丁寧に、やっぱり委員長報告しているので、そこにふくらみを持たせて、それを基本にしてというような、

私はイメージをもっていたんですけど、どうなんでしょうか。

委員長 ほかにございますか、何か御意見。

中野長勲委員 決算の11月というのはね、さっきだれか言っていた10月とか言っていたけれど、普通の民間だったら、3月決算なんかだと5月で終わりだね。5月でもう税金納めるんだから。それが普通で、行政は、3、4、5、6、7、8、9、10、8カ月もたっているだ。それを考えると、11月というのは遅いと思う。だから、9月議会が、決算議会があって、10月にはやりたいと思う、私は。予算については、5月というのが、今鈴木委員にちょっと言ったけれど、4月は4年に1回選挙があるわけ、今のままで行くと。だから、それを過ぎればね、予算の場合は5月でいいんじゃないかなと思う。臨時会5月だね。そして、決算は10月にする。

古厩圭吾委員 どうです、こういうふうに月を決めたりしておかなきゃいけないだ。一応、前半と後半とかさ、そういう表現で少なくとも年2回というような方向でいったほうが、ある種の柔軟性がないと、おれ、大変だと思うよ。いろいろあって31日になってもまだできなんだ、なんていう話になって、責任問題だなんて話になりゃ、おれ、違うと思うな。そういう部分を含めて、少し柔軟性だか、余裕をもたせたほうが良かないかい。

委員長 下半期、上半期と言いますか、前半、後半という表現にという、いかがでしょうかね、皆さん。

中原巳年男委員 ちょっといいですか。12条のところ、1回ってなっていますよね。1回以上。これでいくと2回はやるということになりますよね、要綱でいくと。だから、一つは、今古厩委員の言われたような方法なり、予算・決算について年2回とかね、もしくはもう全然月を入れずに、この1回以上というのを2回なりにするとかね。1回以上で2回やる分には構わないけれど、この実施要綱のほうにこうやって2回分が出ていけば、そうすると、要綱と矛盾してきちゃうんだよね。

事務局次長 今の御意見ですけど、一応、年1回以上ということになっていますので、これは少し、これは現時点で考えている開催要項でありまして、例えば、もう少し進んで、今度はブロックごとにやるとかということになってくる場合もあると思うんですよ。ですので、条例は条例でもって年1回以上となれば、これは2回やれば、もう条例をクリアしますので、条例と実施要綱とは、これが2回だから条例を2回にすることではなくていったほうがいいんじゃないかなと、こう思います。要綱の場合は、告示行為でもって変更ができるものですから、議案にするより。この中でもって動かせるようなやり方がよろしいかと思って、そういうことにしてあります。

塩原政治委員 やっぱりさっき中原委員さんが言ったようにね、これでいけば、第2条のほうは、これでいくと年2回やらなきゃいけないことになっちゃうわけです。そうすると、本来は年1回以上でいいわけです。だから、そうすると、その辺のもう整合性が崩れてきている。

委員長 整合性の部分は別として、この要綱の書き方をどうするかというのは、

塩原政治委員 だから、こういう書き方というのは、おれ、本来は成立しないと思うけどね。上でいけば、もう2回やらなきゃいけないでしょう。下では1回でいいんだから。そうすると、それはやっぱりあわせておかないとまずいんじゃないかなという気がしないでもないけれどね。

委員長 今ちょっと交通整理がなかなかできませんが、ほかに何かありますか。

鈴木明子委員 2回できれば一番いいかなとは思っただけれど、やっぱり月を指定するのは難しいかなって思うんですよ。ことのように9月議会が前倒しで8月中にほとんど終わって、9月早めに終わっているという

ような状況の時もあれば、逆にずうっと行って次の4月を考えれば、なかなか厳しいのではないかなということもあるのだ。

委員長 そしたら、大体皆さん御意見が出て。

中原輝明委員 ちょっといい。これは原点か、おれが間違っているのか知らないが、条例は条例としてさ、その状況によってはやらなんでもいいでしょう、これ、2回やらなんでも。いいかい、これはしっかりしておかないと、これは問題だよ、議員の連中は、これをつくったで、何でもすべてをやらなきゃいけないということはないと思うだ、条例だ。その辺を再確認しないと、今度出てくるよ、そういうのが。つくったですべてをやらなきゃいけないじゃなくて、その状況によってやればいいだ、条例に従って。こんなものやったって効果なんかないよ、おれきょう、はっきり言っちゃうが。こんなもの、人なんか集まらないぞ。各ブロックごとにやろうと何しようと、人が集まらない。

塩原政治委員 そうは言っても、こっちで言うと1回以上やらなきゃいけないし。

中原輝明委員 条例はそうだが、あくまでも条例だぞ、これは。状況によってはやらなんでもいいだ、こんなものは。

委員長 いやいや、それはちょっと。

中原輝明委員 いやいや条例だですべてやる。じゃあ、市の条例見てみ。あの条例のようにみんなやっているか。さあっていう時に、条例を見て、これは委員会をしなきゃいけないんじゃないかと言って初めて開くようになっていないか。これは本当の話だよ、今まで、おれやってきたたつて。この辺をびしゃつとおかないと。つくったですべてをやらなきゃいけないというものじゃない。その判断はだれがするかって、だれがするのか。

委員長 それは。

中原輝明委員 条例にはあるけれども、今回は1回でもいいよという、これはだれが判断するんだ。できるだよ、それは。

委員長 それはできます。

中原輝明委員 それは聞いてよ、よく、その部分は。

委員長 解釈の話ですね、今のは。

中原輝明委員 解釈さ。それだで、みんなそういう解釈をして、これはみんなによく言うておかないと。

委員長 要するに、今中原委員のおっしゃっているのは、ここに書いたらやらなきゃいけないようになったかもしれないと。

中原輝明委員 なることもあるし、その状況によっては、判断によってはやらなんでもいいだ、2回やらないで1回で済んでも。それはそういうことさ。

鈴木明子委員 これは要綱だから。

中原輝明委員 要綱だっていいじゃないか、そんなもの。

鈴木明子委員 条例は、書いてありや、やらなきゃいけないだよ。

委員長 まあまあ、まあまあ、大きな声出さずに。解釈ですから。

中原輝明委員 だってその辺ははっきりしておかないと。解釈さ。それが問題だぞ、ばか言つたつて。

委員長 ちょっとここだけは結論出してから、休憩しましょう。おっしゃるとおり、条例には1回以上ですから、1回。2回とは書いてありませんから、2回開かなんでもいい。要綱の、出てきた案では5月と11月ですから、これを、文面を見る限りは2回ということ想定しています。ですので、どうでしょうか。条例を、あくまでもそのままていくなれば、報告会は同様に、ここは年1回と、1回以上と。要綱ですから、で、諮って、1回やってみて、その後、これは2回開いたらいいなと、もしくは3回、もしくはゼロ回はないから1回のみまでいいじゃないかということになれば、やっていくという形でもいいのかなとは思いますが、もう一回副委員長に、ちょっとこの辺、御意見聞いて、どうでしょうか。2回程度必要な気もしますがね、予算・決算ということをおっしゃると、やっぱり。ただ、ここでどうでしょうか。

鈴木明子委員 ちょっといい。要綱というものが、どういうあれかちょっとわからないんです。原則2回、年2回やるとかというような、そういう書き方じゃ要綱にならないんでしょうか。

委員長 ああ、原則2回と書いておいて。どうです、今、鈴木委員から、原則2回と書きゃあいいじゃないかと。原則だから1回でもいいと。

鈴木明子委員 こういう要綱って、そういうふうには書けないのかな。

塩原政治委員 2回やる、3回やるは自由として、こっちも最低でも1回はやるというようにしておかないと、おれはまずいんじゃないかと思うね。

委員長 いわゆる整合性があわないということ。

塩原政治委員 その時期は、先ほど古厩委員が言ったように、あやふやと言っちゃ悪いけど、何カ月以内とか、そういう形でいいんじゃないんですか、柔軟性を持たせて。

副委員長 第2条をそっくり削って、第4条の2項。開催方法、開催場所、役割分担、これに開催時期も加えて、等については、推進組織で決定するものとする。

〔「それが一番いい」の声あり〕

委員長 確認しますね。じゃあ、2条を削ってですね、4条の2項に、開催時期についても、いわゆるそういう推進組織で決定するものとする、という御意見、折衷案というか、案がありましたか、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 じゃあ、それをお願いいたします。皆さん、お知恵をありがとうございます。ほかに。よろしいですか、要綱に関しては。

〔「はい」の声あり〕

委員長 ちょっと、次へ進みたいと思いますので、これで休憩にしますかね、一たん。じゃあ時間を決めますので。5分じゃちょっと早いか。済みません、時間で7分ぐらいに、そうすると10分に始まるので。休憩します。

午後2時58分 休憩

午後3時07分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、5ページの第4章から。4章議会と市長の関係から7ページの16条の監視機能の強化まで進めた

いと思います。それでは、例によって進めます。第4章 議会と市長の関係(市長等との関係)、第13条、議会は議事機関として、市長は執行機関として、それぞれ権限と責任を分担する。2項、議長は本会議に必要な説明又は答弁のため、市長等の出席を求めることができます。3項、本会議における代表質問及び一般質問は一問一答方式を基本とする。4項、市長等は議員の質問及び質疑に対して趣旨を確認する範囲において質問することができる。5項、議員は閉会中に議長の許可を得て、市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は文書により回答をしなければならない。6項、前項の文書による質問手続きについては別に定める。7項、議員は法令、もしくは条例又は議会で定める場合を除き、市長等が開催する審議会等に参加しないものとする。

(市長等による政策等の形成課程の説明) 第14条、議会は市長等が提案する重要な政策等について議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、市長等に対し次の事項について明らかにするよう求めることができる。1号政策等の発生源、2号提案にいたるまでの経緯、3号他の自治体の類似する政策等との比較検討、4号総合計画及び各種計画との整合性、5号関係ある法令及び条例等、6号財源措置、7号将来にわたる政策等とのコスト計算。

(議決事件の拡大) 第15条、議会は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条2項の規定により、塩尻市総合計画の策定及び変更を議決すべきものとして定める。

(監視機能の強化) 第16条、議会は、市長等の予算執行について定例的に報告を受け、常に監視を行わなければならない。以上です。

文書質問のことについては、条文を見たあと、後ほど細かく、こちらに手続き、申し合わせ事項を次長のほうでつくっていただいているので、そちらで検討して、まず条文のほうの質問、御質疑、御意見をお願いいたします。

小野光明委員 まず14条の関係で、政策等の形成課程の説明がありますけれど、これ、いつ、どの時点で明らかにするように求めるんですか。議会で、定例会の一般質問の場面なのか、それとも委員会の場面なのか。求めるのはいいんだけど、じゃ、どの場でその説明を求めていくかっていうのが、ちょっとよくわからないんですけど。

委員長 それはですね、これ、栗山町のね、最初の議会基本条例から、ほぼこの基本条例を見てもその部分は書かれています。それに従って、ここは逐条解説等であるんですが、市長側が提案する時にこういったものを意識して、まず提案すべきということ。それを基本条例の中には、議会に提案するものはこういったことを踏まえて、もしくは提案する時はこういった要素をきちんと中に組み込んで提案するべきだということ。時期ですが、提案する段階ですが、ちょっと待ってください。

副委員長 提案される段階っていうと、一番最初、恐らく全員協議会くらいに、こんなことをやりたいっていうようなことが一番最初だと思います。その時点から予算の審議までの間に、このことは全員とは言いませんけれども、議会として把握しておく必要があることという解釈です。

小野光明委員 そうすると、議会中というわけではないんですか。ある程度、例えば、総括説明の段階で、こういう点を入れて説明しろっていう意味ではないんですか。

副委員長 本会議ではない。

小野光明委員 ていうわけじゃない。

副委員長 に限ったわけではない。

委員長 そうですね、ここは場を設定してしまうと、本会議の時はこれを説明して、委員会の時はこの分は説明しなくてという。逆に言えば、ここに書くことによって、委員会等で議員から基本条例にこういうことはきちんと書いてあると、ついては財源処置についてはどうなっているのか、それから将来コストについてはどうなっているんだと、この点についてちゃんと踏まえてないじゃないかと。そういう質問もできるということですね。

小野光明委員 別の点でいいですかね。総合計画の作成と変更の議決なんですけど、それに伴って13条の7項になるのかな、大体、いわゆる総合計画の場合に議員が入って策定してるんですけど、それは、ちょっと私は不勉強でいけないんですけど、議員が何人か入ってやりますよね。確か、審議会長が議長というような形になっているんですけど、そうすると今後これを決めた場合に、そこに参加するような形になるのは、おかしくなってくるんですけど、その辺の整合性はどんなふうにするんですか。

委員長 それはあれですよ、参加、まずさせないという7項は、議員は法令もしくは条例又は議会で定める場合を除き、市長等が開催する審議会等に、まず総合計画の審議会に基本的には参加しない、派遣しない。そのかわりに総合計画を市側が提案する時に議決事項ですから、議決するってことは、その前に審議がありますので、議員が総合計画を最終的に議会としては決定していく。

小野光明委員 法令上はどうなんですかね。私、ちょっとその辺わからない。法令で、いわゆる策定する場合に入れなさいってなってるのか、その辺。

委員長 いわゆる上位法でどうなっているかという質問ですよ。

小野光明委員 そうそうそう。今まで大体入ってますよね、確か、総合計画の策定の時には。

委員長 ちょっと私が解釈を言ってからこっちへ行きますね。基本的に議会から、もし議会っていうか、市でいろいろ条例がありますね、何とか審議会はあて職でっていう、それがなければ、監査委員以外は基本的には行政側のあて職というかにつく必要はないというふうになっています。なので、基本的には総合計画の審議会の審議委員の中に議員は、この条例ができた段階で改正していくと、いわゆる派遣しないという形になります。

小野光明委員 じゃ、法令上はクリア、その辺がちょっと。

委員長 上位法による総合計画の審議委員会には、準じないってことですよ、いわゆる自治法とか、何とか法では、市の条例で。ちょっと、後に確認したほうがいいと思うので、お願いします。

事務局長 はっきりしない。

委員長 はっきりしないですか。監査委員以外は、基本的には議会から派遣をしなければならないという、いわゆる法律はないです。条例を改正すればできる。

小野光明委員 行政側が法令に基づいて策定時に、条例であればいいんでしょうけど、その上がどうかって、ちょっと不案内なので。

副委員長 私のあれで、不確かでいけないんですが、条例で、議員から出さなきゃいけないというのは一つもないはずなんですけど、全部、有識者の枠で議会から出してくださいという要請があるだけで。

小野光明委員 そうすると、これが制定後は加わらないんですよ、策定審議には、策定審議には、総合計画の、一切議員は加わらないっていうことでしょうか。

委員長 ただ一つ、ここであるのは、7項を読んでみますと、議員は法令もしくは条例又は議会で定める場合を除きというのを残してありますので、総合計画くらい、やはり議員1人くらい出すじゃねえかっていうのを議会で、一応、なんらかの申し合わせ事項か、附則やなんかで定めれば、派遣することも可能であるということで、何でもぱっと切りかえるちょっと、逃げ道というか。

小野光明委員 あと、まあ、議決する時にね、よく言われていることだけでも、1回ね、審議したものをさらについていうことが。加わらないなら加わらないで、当然、総合計画の修正もできるっていうことだから。

委員長 僕があまり話してもいけませんかもしれませんが、確かに有識者や市民の代表から来た人たちは、あれですね、それなりの資格を持っているかもしれないですが、ここは正当に選挙された議員が市民の代表として、その町の総合計画、いわゆる予算等と非常に密接に関連したものを再度決定することは、正当性は十分あると思うので、そこはあまり審議したものをもう一度変えるのはいかがかと言ったら、逆に言えば、議員いらねえじゃねえかって話だと思うんですけど。そこは、あまりこだわらなくてもいいのかなとは、個人的に思います。

古厩圭吾委員 おれもその一員に加わった経過はあるんだけど、ある種の感覚からいうと一般市民から見ると、議会が全然タッチしない。そういうのが基本計画がっていう発想に対する、ちょっとこっちにすりゃ不安感っていうかさ、何かそれで議会で議決するで、それをもって議員の考えだっていう話は、一応成り立つんだけど、ただ現実には、それが計画が、基本計画ができてくる過程っていうようなものについてね、賛否両論出てくるにしても、そういう話も、一応は理解しておいたっていう立場の人も議員の中にはいるってことは、おれはある面では大事じゃねえかと思うわけ。そういうことに一切かわらなくて、おらで決めるんだからっていう、それだけでいいかって言えばね、結果に出てきたものは、結果としては、よく言えば、本当に濃縮されたものだろうけども、悪く言えば、経過も何もよく理解しないで、というよりも、ただし代表だって言ってすりゃ、その人が全責任をもてるかって、議会中の考えを代表してるわけじゃないよっていうのも一理あると思うんだよね。だもんで、その辺を含めて、今、委員長も言ってるように議員も行ってるだで、反対できねえよなんていう考え方をとることはねえと思う。だから、経過や何かについてまで知るような機会を議員の中からどなたかが持つってことは、例えば松本の広域関係だってそうだろうけども、あれは、広域の議員だって、塩尻市代表者っていうだけじゃねえわけだよ。そうすると、感覚的にもいろいろ違った面もあるんだから、含めてそういうことを、おれは議員から出る機会をつくっておいたほうがいいと思う。であって、今回は出さねえよっていうなら、出さねえよでもいいと思うもんで、それはそれとしても、出せねえよにしちまうと、なかなかお疲れになっちゃう可能性もあるので、というふうにおれは思います。

委員長 はい、ありがとうございます。

塩原政治委員 ここにも残ってますけど、法令もしくは条例又は議会で定める場合を除きって入っているからいいと思うんですけど、やはりね、今はまだ未成熟な中で議会から全部を手を引いた場合に、はっきり言うと市長部局、行政で何をするかわかんない、どういう審議をするか。そういう中では、やはり議会からのあれもある程度必要じゃないかなと。完全に熟してくると、やはり議会からは手を引いたほうがいいだろうと思いますけれど、今の状態では、やるなら、いくらか手を出していかなきゃいけないかなと思います。

委員長 はい、ありがとうございました。ほかに。

鈴木明子委員 私も今回のメンバーに加わっていたっていうかね、経験してみても、やはり市民の中から選ばれ

てきた審議委員の皆さんは、やはりある分野では非常に専門的なものを持っておいでになる方がいるわけですが、その方たちをしても、やはり議員が点々といえる中で、時々、何か、そうはいつでも発言をしたりすることで、注意喚起というか、そういう問題提起になったりしていくようなこともないわけじゃなかったかなっていうふうに思って、私たちが加わったからって、全部、問題点が全然ないようにできるかっていうと、なかなかそうはいかなくて、ともすれば行政が書いてきたものを、今回の条例以上にできあがってきたものが出てくるってようなところで、手がさわらないうちに行っちゃう可能性ってのがあられるわけだけれど、そういうのに少し市民目線で私たちが加わっていたことが効果はあったかなという思いもちょっとするもので、そういう点は、古厩委員がおっしゃったような、議長も言われたような、そういうこともあるんじゃないかなって思います。

委員長 一番の目的は、総合計画は御存じってどうか、僕が言うまでもなく、非常に重要な計画ですが、したがって、それを議会として議決していくということは、これについてはね、いいと思うんですが、議員の派遣に関しては、今、御意見したとおり先に入ってることも確かに、いわゆる初めの政策の生成過程に、最後の結果だけ見せられてイエス、ノーを突きつけられるよりは、事前に入って意見を言って、市民を逆に、何て言うか、議員の立場として導くみたいな部分もあっていいと思いますので、それに関しては私も否定をするわけではないので、その辺はちょっとケースバイケース、この審議会は出しているとか、その辺、推進組織なり議運なりで話し合っていくようなことを想定しながら、条文の内容についてはこのままでいかがでしょうかね。ちゃんと議会で定める場合も、7できちんと書いてありますので、ここは、このまま手を入れずに、今の話を議運等、もしくは差別化する時に、ここの委員会でこういう議論があったってことを事務局でちゃんと言ってもらえばいいと思います。もう1点だけ言えば、副委員長、監査委員で出てますから、決算の認定をした後に決算審査をしているわけですから、事実上、今やってるわけですからね。これは、じゃ、これで、このまま行くということによるしいですか。

〔「はい」の声あり〕

委員長 はい。ほかに。ほかの文、条文の内容について。よろしいでしょうか。

それでは、文書質問等について。これは、次長ですね。文書質問の内容について、お願いします。

事務局次長 それでは、文書質問の申し合わせ事項ということでもって、資料2 - 2をごらんいただきたいと思います。別紙のほうの資料2 - 2です。

1の趣旨につきましては、この文書質問で行うについては、このように定めるってことでありまして、質問の内容ですけれども、できることによりまして、何でもということだと、やはり規制が必要かなということでもありますので、文書質問は閉会中において、早急に方向性を問う必要がある事項に限るということでもって限定をしていったらどうかということでもあります。開会中については、一般質問、代表質問を主に行っていただくということでもって、閉会中に限るということと、あと早急な方向性を問うということの2点であります。

それからあと、議長の承認ということでもって、個々に議員さんが出すってことでありますので、質問事項については議長の承認を得るものとする。議長の承認がなければだめだということ、規定をしていきたいと。

あと4のところですけど、質問及び回答の公開ってことでありますが、質問の事項だとか、あと市からの回答事項については、すみやかに全議員へ公開するものとするということ、一応、文書質問ってことは、通常、

定例会の一般質問に相当するような形での考えをもって、それは本会議ですので全員の方が聞くということであり、質問された内容については、答弁については、全議員へ公開をしていきたいということでもあります。

質問の回数ですけれども、これも制限なしにということではまずいと思いますので、定例会の間に同一の質問を含めまして3回以内くらいにということで、していったらどうかということでもあります。

あと回答期限ですけれど、これは、市のほうへの要望ではありますが、受理後7日以内に市長のほうから行っていただくように議長が申込みを行っていきたいというものであります。

あと7のところですけども、この申し合わせ事項以外の文書質問については、できないものとするということでもって、これに沿ってやっていくこと以外は、市のほうでも回答しなくてもいいよというようなことで、申し合わせ事項をつくって、してみましたので御検討をいただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。御質問、御意見、いかがでしょう。

小野光明委員 まず質問回数の関係は、3回、これは1人3回なんですよ。

事務局次長 はい、1人3回でございます。

小野光明委員 質問内容、早急に方向性を問う必要がある事項っていうと、これ、どんな、具体的にどういったものか、ちょっとピンとこないんだけど、どういうものなんですか。

事務局次長 次の定例会までに、例えば一般質問において行政の方向性を質すっていうのが、間に合わない場合っていうような意味でありますけども。例えばですね、一例を挙げますと、今回の油の重油漏れ等についての、今後どうするんだとか、あるいは現状はどうなのかっていうようなこと等も行ふ必要があるということであれば、次の定例会まで待つということができないもんですから、市の説明以外にまだその方向性を問うような部分もあったらば、あわせて行うこともできるし、市のほうの説明がなかった場合は、そういうような質問で行うことができるという、そんなような解釈をしていただければと思いますけれども。

小野光明委員 それで、ある程度そういったものになると、委員会の協議会なりがやりますよね。その場合に、どっち優先ってことはないんですけど、並行した場合は、並行するっていう考え方でいいんですよ。大体これまでは、協議会の方が立ち上がって、その中である程度議論してっていう形になったんですけど、重複した場合には、文書質問は文書質問で答えて、協議会は協議会、どちらを優先するってことはないんですよ。

事務局次長 そういうことでよろしいかと思います、個人の判断で。それで、委員会協議会なんかは、そこが属する委員会の委員さんらが、御説明だとかっていうふうに、傍聴もできますので、情報は取得できますけれども、それ以外の議員さんもそのようなことができるということもあるかと思います。ただし、できれば一緒に情報共有をしていただいて、市のほうに説明等を求めていただいたほうがよろしいかと思います。

小野光明委員 協議会の関係、情報共有って言いますけれど、以外と委員は知っていても、ほかの委員は知らないことがあるので、それは、今の話ですけど、徹底してほしいと思います。意外と委員会には声がかかるけど、それ以外には、確か、連絡が来てないので、そういう意味で、傍聴してもらっていうことを徹底するならば、全員に何月何日に委員会の協議会、確か、行ってないですよ。

事務局次長 わかりました。一応、今までも、例えば全協だとか何とかがある時に、こういう協議会がある時にはありますって、少し下にちょっとメモ的なものを入れたりして、ある程度、そのようなことをしていますが、もう少し検討させていただいて、全議員さんに、そういうことがわかるような、ちょっと検討したいと思

ますけど、お願いしたいと思います。

副委員長 補足しますけど、この文書質問っていうやつは、何をイメージしているかっていうと国会の質問主意書です。国会の質問主意書っていうのは、無所属であったり、会派が組めない、1人だったりといった人が、国会の中で質問する権限がない人が、この質問するツールとして使われているのが質問主意書なんですね。塩尻議会の場合は、本会議でどなたも一般質問する権利がありますし、会派の代表質問、質問権を全員持っていますから、そこでできるものはそれを最優先してくださいと。もし、時間的に次の定例会まで待っていたら、ちょっと間に合わないってような内容で、どうしても本会議場でやるべきだと思うような質問をしたい場合にこういう文章による質問をもって本会議の質問にかえるってようなイメージですので、お願いします。

中野長勲委員 もし、関連は、

小野光明委員 関連質問。文書質問の関連。

中野長勲委員 だから、質問を考える人が、関連でやるということは、

委員長 そうすると同じ会派で、例えば、今度こっちにやってくる。おれ3回やったから、次3回、3回、3回って。

中野長勲委員 もっと詰めたい、詰めたいって時にはね、3回でもしできなかった場合には、関連ができると。

委員長 それは、議長が、議長承認を得れば3回ですよ。

中原輝明委員 それは、1対1対1ってわけずら。3回の。そこで関連をやるなんていう、そこにいなきゃできねえ、文書を見なきゃできねえわけだ。だで、そんなことはあり得ないじゃねえの、そうでもないか。関連質問なんて。

委員長 7日以内だから。

中原輝明委員 聞いていて、またやらなければいけねえ、3回やった後。一般の関連質問と違うんじゃないじゃねえ。考え方はさ。その関連ってのは、ほかの関連もしっかりやらなきゃいけなくなっちゃうけども。関連っていうか、それは個人的、個人って言っちゃあ失礼かどうか知らねえが、問題点はやはり仲間で見てもう一回、また3回やった後、またやるかって、文書でやってもらえばいい。

塩原政治委員 ちょっと違う内容でね。

中原輝明委員 違う内容で。

委員長 ちょっとだけずらして。

中原輝明委員 そうそう。

委員長 そういう形を想定しているということです。ほかに、何かございますかね。

丸山寿子委員 文章っていうか言葉ですけど、質問回数ってところで、定例会の間っていう、この言い回しがわかりにくいのかと思って。定例会の間っていう。定例会と定例会の間ですよ、でも、この文章をいきなり見ると、定例会のこの中でっていうふうに誤解されませんか。今、私たちは説明を聞いているからわかるけど、と思ひまして。

中原巳年男委員 定例会のあいだに読むか、定例会の間に読むか。

丸山寿子委員 済みません、ちょっと小さなことで。

委員長 今の御指摘はごもっともですが、定例会と定例会の間。

小野光明委員 だで、閉会中だよ。

丸山寿子委員 閉会中。

中原巳年男委員 閉会中だね。

丸山寿子委員 というほうがわかりいいですかね。

事務局次長 いや、閉会中は、もう2項に書いてありますので。質問内容の2項のところにてですね、文書質問は、閉会中においてということは、閉会中はもうそこに書いてありますので、定例会の間はあり得ないということです。

小野光明委員 各定例会の。

事務局次長 だから各定例会の間という。

小野光明委員 各って入る。

鈴木明子委員 じゃあ、書く理由はないじゃん。

副委員長 質問回数は3回以内にする。

丸山寿子委員 書かないほうがいい。

小野光明委員 取っちゃえばいい。

事務局次長 ただ、3回にすると年3回なのか、いつの時点で3回なのかということがあるんですが。

委員長 要するに枠が、年、閉会中ってたくさんあるから、閉会中も4回あるんですけど、4回定例会が。

小野光明委員 各定例会の間とかね。各定例会の間に3回するでしょう、1人。

委員長 各定例会の間に同一質問を含め、3回以内とするだと意味が通じますか。小野委員が、今、おっしゃったような。

小野光明委員 ということですよ。だから3月と6月の間に、やろうと思えば3回じゃないの、年間じゃないよね、これは。

副委員長 各定例会の、これは議員がわかっていりゃいい話だもんで。

小野光明委員 まあね、別に外に出すわけじゃない。

委員長 じゃ、各定例会の間に同一質問を含め3回以内にする。

それでは次に進みます。ちょっと、もう1点、資料の2 - 3については、14条に関して次長の提案という形で、14条のこのいわゆる市長が提案する重要な政策について、論点を明確化して、政策水準を高めるって文章の1から7項までのこの文章をですね、具体的に、ちょっと資料に落とした場合どうなるかっていう。要するに市長側にこの部分についてきちんと説明をさせるために、2 - 3のようなものをつくってみました。これ、全協でいいですかね。全員協議会で大体新しい政策の提案が来ると思うもんですから、ていうか提案されているので、その段階で、こういう調書を頭割に必ずつけるようにすれば、比較とかがわかりやすいのではないかなということで、つくっていただきました。ちょっと次長から、詳細、簡単に説明をお願いします。

事務局次長 それでは、2 - 3をお願いしたいと思えますけれども、一応、14条のところにてですね、7項目のものが書いてございます。それで、まず条例からいきますと、1の政策等の発生源のところでありまして、それは、調書の1のところの政策等の発生源のところでありますし、2の提案に至るまでの経緯は、その下、それからあと3の他の自治体の類似する政策との比較検討もその下に、個々に書いていただくということで、まず

設けていったらどうかということでもあります。それからあと4号のですね、総合計画及び各計画との整合性のところで、その上から3段目になります、調書の3段目になりますが、総合計画の体系、基本政策、あと政策、施策ということで総合計画がなっておりますので、それもここに書いていただくということ。それからあと、5項の関係ある法令及び条例については、その下でありますけども、法令、根拠法令等、これは、法令だとか条例あるいは要綱等があったら、そこに書いていただくということでもあります。

それからあと財源を明らかにしようということでもありますので、まず、上から2番目のところの事業費の総額が幾らだと、例えば、5年なり、10年なり、そのかかる費用がそこに入ってくるかと思えます。それで、右のほうに行きまして、その後、内訳でございますけれども、予算科目、その年度でしたら予算科目、款項目節はどうだ。それから収入については、例えば国庫補助が何だとか、例えば県の補助があるとかっていうことで、款項を書いていただいて、そこに金額を書いていただくということです。これについては単年度の事業ということで、今、みております。

それから支出については、そこでも、節と細節を書いていただいて、細節名を書いていただく。これは、予算書のところのものを書いていただくようになるかと思えます。その合計がその下に入ってきます。それからあと、翌年度以降の見込み額ということでもって、将来にわたる政策等のコスト計算ということでもありますけれども、歳入については、例えば、5年間だったら5年間、国庫補助が幾らになってくるんだと、それで、それに伴って歳出は、歳入プラスでいくらになるということで、ここに出していただくと。それからあと、将来にわたる維持管理費、この場合は、例えば、その交流センター等ありますけれども、それについては、今度、別途建ってからの費用がかかるものですから、単年度はどのくらい、あと事業終了、これは、いろいろ建物ですとちょっと書けない部分もありますけれども、例えば5年計画で何々でやるとかっていう時には、終了まではどのくらいかかるんだとかっていうことが出てくるかと思えます。あと、その他として必要な事項を書いていただくなり、添付資料をここに書いていただいて、まずこれをかがみとして見て、あと詳細の説明は別途に添付していただければ、この14条に規定してある内容は、この1枚でもってある程度把握ができるかなということでもって、組織表をちょっとつくってみましたので、御検討をいただきたいと思えます。

委員長 以上、提案ですので、率直に御質問、御意見。よろしいですかね。こういうものを提案していくということだけ御了承いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、第5章から最後まで進みたいと思えます。じゃ、7ページの後半からお願いいたします。第5章、議員全員協議会（議員全員協議会）、第17条、議長は、議題を定め、議員の意見を聴き、自由にその意思を發表させるとともに、意見交換をするために議員全員協議会を開くことができる。2項、議員全員協議会の日時、場所、議題その他開催に必要な事項は、議長がこれを定める。

第6章、議会及び議会事務局の体制整備（公聴会の開催、参考人の招致及び専門的知見の活用）、第18条、議会は、法第109条第5項及び第6項の規定に基づく公聴会の開催及び参考人の招致を積極的に行うよう努める。2項、議会は、法第100条の2の規定に基づき、必要に応じて専門的事項の調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

（議員研修の充実強化）、第19条 議会は、監視機能及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備) 第20条、議長は、議員の政策立案を補助する議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。2項、市長は、議長と協議の上、議会事務局の充実に努めなければならない。

第7章 推進組織(推進組織) 第21条 議会は、本条例の目的を達成するため、具体的な運用に関して、推進する組織を設置する。

第8章 補足(他の条例等との関係) 第22条、この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図るものとする。

(見直し) 第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか常に判断し、必要に応じて第21条に規定する推進する組織において、適宜見直しをするものとする。以上です。

塩原政治委員 この17条の全協は何を想定しているのか。今までの全協ですか。

委員長 前回の、私も、今、議長と同じで、この件、話そうと思っていたんですが、第5章の全員協議会は、前回の委員会までは、政策委員会ということで議員だけで議論する委員会だったんですが、前回の委員会で全員協議会のやり方を変える形で可能ではないかと。これは経過書にも書かれているんですが。じゃあ、ということで全員協議会という形にしてありまして、17条も指してるんですかね、今、議長がおっしゃったのは。

塩原政治委員 そう、17条の1項か2項。

委員長 1項ですね、1項は基本的には、従来ではなくて、基本的には議員だけの全協を目指しているんですが、2項の議題その他開催に必要な事項は、議長がこれを定める、の部分で、行政側の説明等を受けることができるという解釈を、はい、議長。

塩原政治委員 そこでね、やはり、ここちょっと名前の変更をさせていただきたいなと思うんですけど。と言うのも、今回の12日の全協に対して5つだけ。

事務局次長 そうですね。

塩原政治委員 5つ行政側から来ましたけれど、やはりまだ、議員の全体の全協っていう意識は持ってないものですから、当面の間は、やはり名称が変わってないと議会だけでやるのか、行政と一緒にやるのかっていう、それがね、混沌としてくると、うちだけでやろうと思ってやっても、五つも六つもやられると、それこそうちでやろうとすることに響いてきちゃう。そういうのは、やはり何とか工夫してできるってことの、生やさしいものでないような気もするので、できたらそういう形で名称をちょっと全体会議でもいいし、何でもいいし、変えていただきたいかなと思って。

古厩圭吾委員 議長としては、そういうふうに思いたいだろうけども、ただせえ、実際には、今、全国的に問題になるのは、全協っていう名目でね、行政が今言われている現実に対して抵抗感が完全にあるわけだ。それに対して議会が自主性をもって臨むためにはね、行政からの提案だっていいと思うだよ。それを議長として、じゃ、それは認めていこうと。事実上の現実はこの段階では、例えば9対1くらいの、ひょっとするとここをそっくり行政サイドからの問題でいく可能性があるにしても、こういう形で全協はこっちへだんだん動いてくるんだよということを織り込んでおいて、しかし、行政が言ってきて、あるいは相談したいというようなことも議会主導で聞いてくよっていう方向で、方面は現実としては、そういうことに対して、議長としてはちょっと現実と違うじゃんという思いになるには無理もないかもしれないが、だが、これを言うっておかねえと、議会議長の、行政から提案されたことを事前に根回しされて、それで、ただ手をたたいているだけかといって言われかねえところへ

行っちゃうことに対する歯止めのかけようがないと思うので、そういう方向は、向いていったほうがよかねえか。

塩原政治委員 別に行政側からいう全協を拒否しているわけじゃありません。今回もそのうちのあと残りを、4つは次回にしてほしいってことで、ぜひ要望があれば開きますと、臨時でも何でも、それはやってあります。ただ、我々がやる時には、行政に、例えば五つも、十個も出してもらっても、自分たちでやることだけで精一杯、時間が精一杯ってということもあるわけですよ。だから、そういうことを考えると、今回はちょっと無理だとか、そういう話、やっていく分でも、自分はそういう話はちょっと難しいかなと、わけてもらったほうがいいかなと思います。それは、これからずっとだれかがやるにしても、だれがやるにしても、そういう形で今までどおりの全協、それと違って、議員同士がやる全体会議とかそういうところ、そこに別に市長やほかの職員を呼んじやいけないってこともないもんですから、それはどっちでもできると思うので。自分はやはり、ちょっと変えたほうがいいかなと思います。

古厩圭吾委員 そういう考えもそれなりにわかるだよね。ただし、実際にはまた会議ができるわけだ、新たなね。それで、その辺の位置づけをまた説明していかないといけねえということよりも、議員全員を対象にしてものをやるんだよって言えば、全員協議会って言ったって、何の不思議もねえと思うだよね。その中で内容をだんだん変えていこうと思ってない。そうじゃないと、もし全協は全協でやってもせえ、改めて、例えば全体研修会って名前に、もししたとしても、また開かなきゃいけないわけだ。開くってことになりゃ、それだけのボリュームは大きくなるんだから、倍の日数は、どっちみち食わなきゃいけないんで、そうすると、全協を、例えば2回開く。1回目はこっちを主体にして、2回目はこっちを主体にしてというような感覚でも、どっちみち、もうこれからは、この形を条例化する以上は、議員の集まる機会がうんとふえるだろうし、検討しなきゃいけない議員同士の意見の交換をしていかなきゃいけないという現実から見ればね、じゃ、新たな会議にするよりも全員協議会っていう名前で、とにかく議員全員が出てきているところでやらないと、結果的には特定な人で話は決めちゃったじゃんっていう指摘をされたら、えらいことになっちゃうから。そういう面で見たら、この形でいかざるを得ないじゃないかって、おれは思うだが、どうですかね。大変は大変だと思う。

塩原政治委員 皆さんで決めてもらえばいいことですけど、ただ、特定の人を呼んでやる議会じゃありませんので、それだけは誤解のないように。

古厩圭吾委員 だで、それは、やっちゃいけないでね、それは絶対やっちゃいけない。

委員長 ほかに、先にお聞きしますけれど。もし、御意見あれば、今の。確かに全員協議会というと、要するに、今、議長がおっしゃったのは、四つ、五つ、来たっていうのは、全員協議会イコール行政が説明する場所なんだというような、職員側もそうだし、議員側もそうだと。でも、ここの条例でうたいたいこと、今まで話し合っていることは、議員同士の話し合いの意見交換の場というのが非常に重要だということで、今回条例にもしたし、ついこの間の委員会までは政策委員会っていう名前だったんですが、全協で対応していったほうがいいじゃないかといった御意見があって変えました。ちょっともう一度、再度の問題提起になりますので、もし御意見あれば、お伺いして、少しここは、きちんと詰めていったほうがいいと思いますから。

中野長勲委員 ずっと全員協議会ってのはね、進め方がいろいろと今まで考えてきた中で、全員協議会の持ち方を変えていくっていう場合にはね、この場で変えたほうがいいじゃないかと思う。というのは、今、議長の言われるとおりに、行政側と議会側との説明の場が全員協議会という今までのイメージがあって、やはり何かこう、

何とか全員協議会の中でね、議員だけの全員協議会ができるっていうような形で進めていったほうが、私はいいと思います。

委員長 名称は変更せず。

中野長勲委員 変更せずできれば、なおいいけれど、法の中に、そういうこともうたえればいかなと思います。

委員長 17条に議題を定め、議員の意見を聴き、意見交換をするために議員全員協議会を開くことができるという形でうたってあります。

中野長勲委員 ただそれだとね、今までの全員協議会と同じような形の考え方が、多分、行政側に残っちゃうと思う。だから、今回のようにね、我々全員協議会だけでやろうかなと思ったけれど、行政側から報告事項が出てきたと。そういう形になっちゃうんだから、この辺のところはもうちょっとね、メリハリのついた文言にすればいいんじゃないかなと思います。

中原輝明委員 おれは、両方の意見はよくわかるんだけど、結局は議長判断じゃない、これは、だって全員協議会っていうのはあっていいし、出てきてもいいし、議員だけの協議会なんてものは、実際には何になるだ、具体的に、例えば、いいかい、議員だけの協議会ってことになると、これは別にもとは何もないよ。何か出てきた場合じゃなきゃ。予算の中の具体的に、お互いみんなでやるっていうならいいし。

委員長 委員会の中で、中原委員もおっしゃっていただいたんですが、議事録を確認しても、要するに議員同士のね、例えば、具体的には体育館、それから体育館の調査費の問題、それからヨーカドーの買い取りの問題にしろ、議員同士でもっときちんと事前にそういう重要な課題について話し合う場が必要じゃないかという意見の中で、全員協議会のあり方というものを、行政側の単に説明を受ける場じゃなくて、議員同士の議論という場をきちんと設けていこうという部分で出てきたことで、中原委員からもその発言に。

中原輝明委員 それは、こういうことさ、それは、議長判断でいいじゃん。この部分については、全員協議会でやると。内容はこういうことだって。それは、議長判断で。議長っていうものは、ものすごく権限を持ってるんだ、悪いけど。議会なんて自由に動くだよ。それで、受けつけねえって言ったら、受けつけねえ、議長が、市の連中が来たって、それだけの権限を持っているってことを忘れちゃいけない。

委員長 それですね、議長が、なぜ条例にするかっていうのは、文章に残すことによって、議長であってもそういうものを意識して判断をすると。議長判断だと、議長がかわったたびに、議長が、いや、そんなものはやらなくていいっていう議長が来た場合と、きちんとやらなければいけないっていう議長が。

中原輝明委員 そんな議長は出さないようにするだ。それだで、こういうことさ。議長ってのは、本当に勉強しなきゃいけないし、統括する力をすべて持っているわけさ。市長と互角だよ。そういう部分をよく忘れないようにしておかないと。全員協議会っていうのを今までのとおりやったら、その中の一つ、これは、新しく、この部分についちゃ、こういうぐあいにやらなければいけないって議長が判断した場合は、事務局に召集させればいいじゃん。それで内容はこうだって。いいかい、同じものだっていいだよ、内容が。議長が判断か、あるいは、議会運営委員長が、そのトップの皆さんが、こういうもんだって、じゃ、議長、協議会、やるじゃないかって時には、やりゃあいいじゃん、事務局と相談して。改めて2つつくらねえほうがいいと、おれは思う。

副委員長 そうはおっしゃいますけど、議長判断でそういうことをやられた試しがないですよ、今まで。

塩原政治委員 1回ある。

副委員長 1回だけはあるけど。

中原輝明委員 議長判断でできるだよ、それは。

副委員長 やらなきゃいけない、やらなきゃいけないって、ずっと私、議員になった当時から言われ続けてきたわけですね、議会のほうでね。だけど、やられたためしがない。だからこういう形できちっとしたものにしていかないと、未来永劫できないでしょうね。そういう思いですよ。

中原輝明委員 おれは、ないと思う。ま、いいや。それともう一つ、これは、議会事務局の局長以下、もっとしっかりしなきゃいけない。まず、こういう部分については、議長と相談して、こういうものをやりましょうと。これらの判断がちゃんとできるような職員にならなきゃだめだよ。議長がちょっと判断を間違ったら、これはこういう方法だって、お互いにアドバイスしてカバーしあって、よりより議会運営をしていかなきゃいけないんじゃないの。

塩原政治委員 それは、今回の場合も、議会事務局のほうで相手方とは話してもらって、一つだけにさしてもらいましたけど。というのは、要するに全協っていうと、もう職員の間では、ただそういうのが頭にかたまっている、要するに今までの全協は。そういう中では、全協って出ただけで何でもあるから出してきてくる。ただ、自分たちで議論してものをやってく段階で、そういう形でとらえれると自分たちの議論ほうができなくなる場合がある。で、提案しただけですので、これは、また12日の全協の時に皆さんにかけて、聞いてもらえばいいと思います。それともう一ついいです。今のは、それでいいですけど、20条の。

委員長 ちょっと、ここをもう少しやってから、話していただいたほうがいいですかね、ちょっと全員協議会。

塩原政治委員 お任せします。

委員長 正副委員長でも意見が分かれました。僕は、どちらかという、もう一回名称をきちんとやって、意識を変えて、例えば政策委員会だったら政策委員会という名称で、議員同士でやる会だというふうに定義づけないと、先ほどの議長の話にあったとおり、職員からは行政で説明させろ、説明させろって言ってきて、結局、説明だけ聞いて理解を深めたってということで、全然、議決とか一切決をとってないのに職員としては、もう議会は承知したんじゃないかって意識を持ちやすいし、持っていると思うんですね、今。だから、そういう意味では、名称を変えたほうがいいし、議員同士の議論の場だという議員としても意識を持って、それで臨んできていただいたほうが、私はいいと思います。何をやるかっていう話がありましたけれど、やる問題は、ここにあったら議長が設定してもいいですし、今回の基本条例みたいなもの、もしくは、ああいう賛否の分かれるようなものについては、情報がない中でも、お互いに意見を交換することが非常に重要だと思います。私からは以上、できればもとの政策委員会に、名称を変えていただいたほうがいいのかなという、これは個人的な意見なので、皆さんに、もう少し。

中原輝明委員 それで、お宅がもう少し、委員長はしゃべり過ぎだ。

委員長 わかりました。

中原輝明委員 意見を聞いてからやれ。人の意見を聞かなんで、自分はまとめなきゃいけないんだ、あんたは、間違いはない、それは。どこへ行っても、ぴしゃっと言われちゃうよ。さっきから言おうと欲していたけど。ただ、委員長ってのは、意見を聞いて、自分の意見は。

委員長 済みません、委員長が発言をきちんと許してから御発言ください。その件に関しては了解いたしました。

それでは、御意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

中原輝明委員 それでは、もう一度言うか、委員長。

委員長 はい、どうぞ。

中原輝明委員 今、おれ、言ったけども、委員長というのは、総括して意見を聞いて、なおかつ、最終の判断は、みなと相談しながら自分の意見も出して集約していくと、こういうことだよ。

委員長 はい、わかりました。

中原輝明委員 それが基本だ。

委員長 ありがとうございます。

鈴木木子委員 私は、ここに書いてある条項どおりでいいんじゃないかという意見です。やはり、副委員長が言われたように、ここに書くっていうことの重みっていかね、それは、議長と議長を補佐していくっていか、支えていく議会事務局もそうだと思うんですけども、やはり行政側からいろいろな要望が来た時にも、それは、今回はこの議会基本条例をメインにやっていくので、そんなには受けられないよってというような判断をしていくよりどころになるものがこれだというふうに思っていて、複雑にしないで、ここに書いてある議員同士が議論をしていく場をつくらなきゃいけないってことも、縷々今までの条項の中にも書いてある。よって、この第5章のところ、こういうふうに、もう規定をしているっていうことが、やはり重みになっていくんじゃないか。なかなか急にすべてが切りかわるわけではないけれども、少なくとも議会の側として、そういうものを議長が打ち出してよりどころとしてこういうものがあるっていうことで、徐々に変わっていけるんじゃないかなっていうことで、この条項のままでいいんじゃないでしょうか。全員協議会。

中原巳年男委員 私もそう思うんですけども、まず、議長は議題を定め、議員の意見を聴き、自由にその意見を発表させるとともに、意見交換をするために議員全員協議会を開くことができるっていう、これ自体が、基本的には議員同士の意見のやりとり、それで、2項のところ、議員全員協議会の日時、場所、議題その他開催に必要な事項は、議長がこれを定めるということ、むしろ議員側が名称を変えて全協のあり方を変えるんじゃないかと、行政側が、今回の全協はどのような形でやるものなのかっていうのを、事務局と打ち合わせをする中で、どうしても緊急性のあるものであれば、その全協の時に、議長がじゃこの件については今回の全協で取り上げましょうと、そんなに緊急性がなければ、次の時にしましょうというようなことで、ここのところ全協をやってみても、本当に向こうの説明を十分意見交換できないうちに、もう議題が多すぎて一杯なんだよね。だから、やっぱり、そういう意味でいけば、議員同士の意見交換をする場所、あるいは一つの問題についてテーマを絞って行政から来てもらって、それについてただ理解を深めたっていう形で締めるんじゃないかと、みんなが本当に十分理解できるような時間を取っていくためにも、議員全員協議会で、この条項のままでいいというふうに思います。

委員長 はい。ほかに。

中野長勲委員 そうなれば、議長にメリハリをつけた会議をつけてもらうということだね。

丸山寿子委員 ほかの議会はどうなっているのかなってちょっと思ったんですけど、そもそもこれが出てきた

のも、全員協議会が、この前事務局で調べるというか、出してもらったように、実は、今、ほかの皆さんが言っているように、そういう部分も本当は、本来あるはずだったことがね、もう認識が全然されてなくて、市議会レベルだとまだいいんだけど、村とかだと、全協の時には、ある程度決まってるくらいなっていうようなこと、よく批判的になっていたりしてるんですけど、それくらいの認識がどうしても日本の中であるっていうところがあって、だから、そういう政策委員会のような、でしたっけ、ものっていうのがそもそも最初の意見として出て、最初載っていたけど、調べてもらったら全員協議会がそういう役割も果たしているんだということが、前回わかったものであれなんですけど、ちょっと今、自分の中でどうしようという、まだ考え中なんですけど。

委員長 ほかによろしいですか。先ほど、名称は変えないけれども、条項をこのまま。先ほどメリハリの部分がほしいという意見がありましたが、17条ですか、この中にもう少し、もっと積極的な議員同士の意見交換の場といった言葉が入ってもいいかなとも思いますが、その辺、このままでいいかどうか、よろしいですか、どうですか。何か、意思表示をいただければ。

小野光明委員 このままでいいです。

中原巳年男委員 いいです。

委員長 いいですかね。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、17条のこれについては、このままにしたいと思います。

それで、先ほど、議長、20条のほう。お願いいたします。

塩原政治委員 20条の1で議長の権限を言っていますよね。2で市長の権限がない権限を言っているんですよね。表向きは議長が、議会事務局の充実を図るということですよ、裏で何しようが。だで、これはいらんんじゃないですか。

委員長 2項ですか。

塩原政治委員 2項は、本来的に。

委員長 という御意見ですが。

塩原政治委員 当然、市長部局に交渉には行かなきゃいけないことは事実なんだから。

副委員長 おっしゃるとおりで、おっしゃるとおりなんですよ。あえて、ぶつけてみたらどうかという形で。

小野光明委員 わざわざ、遠慮することはないってことでしょ。

委員長 これは、ちょっと15日の打ち合わせまで残させていただいていいですか。

小野光明委員 残したほうがいいと思う。こっちが別に配慮する必要もないですから。

委員長 と思いますが、もうちょっと議長の意見も、全く、むしろ議長のおっしゃったことが本当にそのとおりであると思いますので。どうですか、ほかに。15日まで残して。

鈴木明子委員 残しておいていいと思います。

委員長 よろしいですか、議長。

塩原政治委員 皆さんの言うとおりで。

委員長 いいですか。じゃ、これは、残すということでよろしくお願ひいたします。

ほかにございますかね。よろしいですかね。ちょっと推進組織のところ、ちょっと中段の説明をもう少し。そ

うしますと、今後の話にしたいと思いますが、一応、それでは、きょう、もう画面でも直しましたので、これを清書したものを持って、次の12日の全員協議会に、事前に全議員のほうへ送付して、私のほうからもう細かい説明はしませんので、全員協議会で、また何条はどういう、ポイントだけ絞って、皆さんのできるだけ御意見を聞くという会にするように議長のほうへお願いを私のほうからして、議長のほうで進めていただきたいと思います。

それから当初、スケジュールのことで、ちょっと少しきょう御相談したいのですが、今後の予定ですね、条例のほうへ向けて、スケジュールを。ちょっと口頭で話しながらしていきますかね。12日に全員協議会を開きます、先ほどお話したとおり。そのあと15日に行政との意見交換というか、実質、もう最終的にできれば、ここで行政からの話を進めたいと思っております。それを受けて2つ、全協での意見、それと行政側からの意見を受けて、26日に委員会を開きまして、パブリックコメント、いわゆる市民からの意見を聞く手前の最終案をその段階で決定をしたいと思えます。26日午後1時半からを予定しております。ちょっと鈴木委員が御都合が悪いということですが、ほかの委員の皆さんは、

古厩圭吾委員 10月26日ずら。

委員長 10月26日。ちょっと都合が悪い。25日は。

事務局次長 午後3時から塩尻・朝日衛生施設組合の議会が。

委員長 構成員はだれですか。

事務局次長 議長、副議長。

中野長勲委員 26日、計画になっているじゃん。これは、前の予定表に載ってたね。

委員長 これはもう、事前にお出ししましたので。古厩委員、御予定がありますか、26日。

古厩圭吾委員 26日は、だめですけど、夜ならいいね。

委員長 そうですね、夜もちょっとやらなけりゃいけないね。どうしますか、2人欠席してなると。ちょっと。今、中原委員、手帳を取りに行っているんで、少々お待ちいただいて。

事務局次長 25日の午前中なら。25日、午前中なら今のところ空いていますけど。

委員長 26日は、丸々だめですか。鈴木委員もだめですよ、視察に行っちゃうから。25日。いないですから、22日は。

事務局次長 正副議長は午後4時30分からです。

古厩圭吾委員 26日になれば、もう大体決まっているだろうから。

中原輝明委員 時間はかからねえな。

委員長 かからないつもりですけど。

塩原政治委員 市長部局であんまり修正がなければね。

中原巳年男委員 21日、南伊豆、午後5時半だもの、その前にやったら。

委員長 それでもいいね。21日は、皆さんいますよね。南伊豆の時は、皆さん、特に正副委員長は。

副委員長 いない。

委員長 いない。

副委員長 個人的に前々から決まっていたもの。

委員長 20日はいないですよ。

丸山寿子委員 いないです、委員会の視察、18日から20日まで、経済もいないです。

中原巳年男委員 経済と総務、両方いない。

委員長 26日、しょうがない、やるしかないですね。もしくは、25日は午前中。

事務局次長 午前中です、25日は。

委員長 午後は何があるの。

事務局次長 午後は、塩尻朝日。午後3時からですので、午後1時からなら。

委員長 25日は、皆さん、出席は可能。行政視察ですか。

鈴木明子委員 出れる、出れる。25日は。

古厩圭吾委員 おれだけで、いい。やってください。

委員長 そうか。同じ会派でいらっしゃるから。

古厩圭吾委員 いいです。別に構いません。いろいろ言わないほうで、大丈夫だ。

副委員長 そんなに内容は変わらないと思いますので。

委員長 25日の午前中。午後3時からでしたっけ。

事務局次長 午後3時からです。だから、あまり時間がかからなければ午後1時からでも。

委員長 もう時間を決めちゃったほうがいいでしょう。午前10時からでもいいですか。

塩原政治委員 市長部局の訂正がなければすぐ終わっちゃう。

委員長 そう。なければ。25日の午前10時からでもいいですか。それで、済みません、延びたらお昼ですの
で。

丸山寿子委員 午前中に終わると思います。

中原輝明委員 25日だね。

委員長 25日午前10時から。済みません、26日予定していたんですが、ちょっと。

それでは、あと一応確認ですが、この後25日最終案が決まりましたら、すぐさまパブリックコメントを1カ
月間行いまして、その後、12月の定例会へ提案する前に、この修正をして、その後、もう一回、委員会の最終
案を決めて、12月22日に提案しますので、よろしく願います。その予定であります。いつくらいに送れ
ますかね、全協の資料は。

事務局次長 8日の日に。

委員長 8日に資料を送りますんで、また、会派等でこういう議論があるということではできるだけ周知を願
いいたします。

いいですかね、事務局で何かありますか。よろしいですか。あと15日は、正副議長と正副委員長で行ってま
いりますので、行政との間の。

議長あいさつ

委員長 それでは、一言ごあいさつをお願いします。

議長（塩原政治委員） 大変お疲れさまでした。

委員長 それでは、特別委員会のほう閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後4時13分 閉会

平成22年10月5日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市議会基本条例特別委員会委員長 金子 勝寿 印